

瀬戸内海国立公園
(広島地域)

指定書、公園計画書
公園計画変更書
[第2次点検]

令和6年3月28日

環境省

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

指定書

令和6年3月28日
環 境 省

目 次

1	指定理由	- 1 -
2	地域の概要	- 2 -
(1)	景観の特性	- 2 -
ア	地形、地質	- 2 -
イ	植生・野生生物	- 3 -
ウ	自然現象	- 4 -
エ	文化景観	- 4 -
(2)	利用の現況	- 4 -
(3)	社会経済的背景	- 5 -
ア	土地所有別	- 5 -
イ	人口及び産業	- 5 -
ウ	権利制限関係	- 6 -
3	公園区域	- 9 -

1 指定理由

①景観（同一風景形式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、古くから営まれている人間生活がもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を有することから、昭和9年に指定された我が国最初の国立公園の1つである。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴門、豊予、関門の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及び、我が国最大の面積を有している。

以上より、本地域は内海多島海景観を中心としたすぐれた海洋景観を風景形式とし、それと調和した人々の営みを有する区域及び瀬戸内海の眺望にすぐれた山地を、我が国を代表する傑出した景観を有する地域として国立公園に指定するものである。

②規模（区域面積が原則として3万ha以上 ※海岸・島しょの場合は1万ha以上）

本国立公園の区域面積は、陸域67,280ha、海域836,672haである。

③自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上 ※海岸の場合は、20km、島しょの場合は1,000ha以上）

本国立公園の原生的な景観核心地域は、5,724haである。

<参考：特別保護地区978ha、第一種特別地域4,690ha、海域公園地区56.4ha>

④利用（大人数による利用が可能）

自然観賞、海水浴、キャンプ、船遊、釣り、潮干狩り等が盛んで、アクセスの容易さもあり、利用性に富んでいる。

以上、国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「輝き続ける島と海～自然と暮らしが調和する内海多島海景観～」とし、瀬戸内海において古くから営まれている人間生活がもたらした人文と自然とが調和した独特の親しみ深い景観を保全し、これらの適切な利用を推進するものである。

2 地域の概要

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘の島しょと海域及びこれらに面する本州沿岸部に位置し、公園陸域としては、島しょ部で、仙酔島、走島、向島の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、因島の青影山、生口島の観音山、大久野島、阿波島、大崎上島の神峰山、大崎下島の一峰寺山、倉橋島の火山、元宇品（宇品島）、宮島（厳島）等からなり、本州沿岸部で、阿伏兎岬、鳴滝山、筆影山、黒滝山、野呂山、休山、極楽寺山等からなっている。

本地域の特徴として内海多島海、断層崖、海食崖、自然林、潮流などすぐれた海洋景観や宮島（厳島）の厳島神社に代表される社寺仏閣のほか、古い港町や島しょ部の段々畑などの人文景観が挙げられる。また、宮島（厳島）の「瀬山^{みせん}原始林」など自然性の高い常緑広葉樹等が見られるとともに、国内唯一のミヤジマトンボの生息地である宮島（厳島）の沿岸域がラムサール条約湿地として登録されているなど豊かな自然を有している。そのような特徴を有する本地域には、瀬戸内海の展望、自然散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用や社寺仏閣の参拝等により、年間約 709 万人（平成 30 年）が訪れている。

当該地域は、昭和 9 年 3 月に備後灘の北部一帯が当初指定され、昭和 25 年 5 月及び昭和 31 年 5 月の区域拡張により大部分の地域が区域編入された。その後、昭和 62 年 11 月に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 29 年 3 月に公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われ、現在に至っている。

（1）景観の特性

ア 地形、地質

地形からみると、中国山地南斜面の中央部に侵食作用で形成された、高位の脊梁面、中位の吉備高原面、低位の瀬戸内面からなっており、瀬戸内面は瀬戸内海の沿岸近くでおおよそ 100m 前後の高度からそれ以下の緩傾斜面が相当し、広島湾西岸の標高 100m 前後の小起伏老年山地、呉、三原、尾道、福山付近の標高 200m 以下の低位小起伏面が含まれている。また、この階段状山地は、三次、広島、岩国と延びる大規模な断層谷をはじめとする北東から南西へ直線状に発達した構造谷群と、これらに北西から南東に交差する構造谷群により特徴づけられ、その後、新生代第四紀に起った瀬戸内地域における沈降運動は現在の多島海景観をつくりあげた。このため島しょの配列は構造谷群の方向を示している。

また、地質をみると、県東部で非変成の堆積岩が比較的広く分布し、県西部で酸性火山岩類が広く分布しているが、全体的には火成岩が多い。

瀬戸内海においては、古生代として上部石炭紀から二畳紀にかけての粘板岩を主体とするものが本州沿岸部と島しょ部に散在し、中生代として白亜紀とみられる領家花崗岩が島しょの一部にみられるが、白亜紀の終りから新生代の初めにかけての大規模な火成活動による広島花崗岩類が広く覆い、内海中部で香川県方向からの領家花崗岩と接している。

公園陸域において特色ある地区をみると、仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で、断層、海食洞、溶結凝灰岩が多くみられる。

阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、田島南部にかけこの断層による断崖をなす。

因島の東部と生口島の中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層がルーフ状にのっている。

元宇品（宇品島）は、大部分が花崗岩で海食崖と海食洞に富んでいる。

宮島（厳島）は地塁山地が沈水したもので、全島が黒雲母花崗岩からできており、海食崖、海食洞を有している。

倉橋島南方の横島は、広島県地域では大崎下島南方の斎島とともに領家花崗岩からなっている。

鳴滝山は、南北に細長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。

野呂山は、隆起準平原の山塊で芸南の最高峰をなし、地質は山上が流紋岩、山麓が花崗岩からできており、岩海を有している。

休山は、地塁で、花崗岩に花崗斑岩の音戸岩脈が貫入した山地である。

極楽寺山は、山頂付近に礫層をもった花崗岩の地塁山地で、地形区分中位の吉備高原面に属し、南東側山麓を通る大規模な崖下からは低位にある瀬戸内面の起伏が広がっている。

イ 植生・野生生物

（植生）

広島県地域の島しょと本州沿岸部を全体的にみると、至る所においてアカマツ林がコバノミツバツツジ、ザイフリボク等の低木層を伴って分布している。これは、本来カシ類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等により二次林として生育しているもので、クロマツが混生しているところもある。自然性の高い常緑広葉林等は、社寺林や残存林としてみられ、アカマツ等の常緑針葉樹が混生し、低木に暖地性植物が多い。

公園区域における特色ある植生をみると、宮島（厳島）の弥山頂上付近と北側斜面は、我が国の代表的な暖帯標準林で、主としてクス、シイ、ウラジログシ林、クロバイ林、モミ林、アカマツ林、クロマツ林からなり、ウラジログシが頂上付近に、ツガが尾根筋に、モミが山麓の谷にそれぞれ多く生育しているほか、原始的な被子植物のヤマグルマとマツブサを交えている。

その他極楽寺山にアカガシ・ハイノキ林やアオガシ・ウラジログシ・サカキ林が、元宇品（宇品島）にクス・ヤブツバキ林やシイ・クロキ林がみられる。また、野呂山は山頂部がヒノキの人工林となっているが、山腹に広くアカマツ林が生育しているほか、これらのなかにコナラ林が、各所にある岩礫荒地に低木群落が、大小の池沼にジュンサイ群落等がある。

（野生生物）

豊後水道から流入する黒潮により、南方からの影響が若干みられるが、内海特有の環境を反映した内海型の動物相を構成している。

公園地域における特色のある動物をみると、哺乳類ではシカが宮島（厳島）の北東部を中心に推定 600 頭生息し、また、ニホンザルについては、宮島（厳島）で明治年間に絶滅した後、

昭和 37 年に小豆島から同島に移入されたものが生息している。さらに、スナメリが生息し、阿波島近海の海面はスナメリクジラ廻游海面としている。

鳥類では宮島（厳島）の常緑樹林を、渡り鳥が足場に、サギ類が繁殖地に、ヤマガラ、コゲラ、メジロ等の留鳥が生息地になっている。

また、大崎下島、上蒲刈島等の近海ではアビ漁が行われていたほか、宮島（厳島）では野生のミヤマガラスが御鳥といわれて祭事に関わっている。

昆虫類ではミヤジマトンボが宮島（厳島）のみに分布しているほか、ギフチョウが極楽寺山、野呂山に、サツマシジミが宮島（厳島）、元宇品（宇品島）に生息している。

その他原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。

ウ 自然現象

数多くの小海峡（瀬戸）の存在で生じる潮汐の遅延により、急な潮流と潮位差の拡大が引き起こされるが、布刈、女猫、音戸、早瀬等の瀬戸では急流を、また、鞆の浦等では潮位差が 4 m ほどに達するのがみられる。

エ 文化景観

宮島（厳島）の厳島神社は、大和時代の創建といわれ、平安時代に平家一門の尊崇を集め、海の寝殿造りの構想で大々的に造営された。その後火災等により再建されたが、原型を忠実に保ち、背景をなす弥山の自然林に融和している。

（２）利用の現況

本公園の主な利用形態は、自然鑑賞（多島、瀬戸の景観等）、登山、自然観察、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り、社寺参詣等である。

通年利用されているものが多く、利用者は広島県を中心とする山陽地方や京阪神地方からが多い。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、公園区域 67,280ha(陸域)のうち、国有地 8,638ha、公有地 10,135ha、私有地 48,507ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大きい。また、広島県地域は、国有地 3,943ha、公有地 1,150ha、私有地 5,592ha であり、私有地の地域全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

本公園区域に関係する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。

県名	市町村名	人口(人)	世帯数(戸)	備考
広島県	広島市	1,200,754	555,123	令和2年10月現在
	呉市	214,592	94,483	令和2年10月現在
	竹原市	23,993	10,682	令和2年10月現在
	三原市	90,573	39,091	令和2年10月現在
	尾道市	131,170	57,519	令和2年10月現在
	福山市	460,930	193,371	令和2年10月現在
	大竹市	26,319	11,591	令和2年10月現在
	東広島市	196,608	90,158	令和2年10月現在
	廿日市市	114,173	47,821	令和2年10月現在
	江田島市	21,930	10,141	令和2年10月現在
	安芸郡坂町	12,582	5,232	令和2年10月現在
	豊田郡大崎上島町	7,158	3,437	令和2年10月現在
	合 計	2,500,782	1,118,649	

年齢構成は、15歳未満約12.7%、15～64歳58.6%、65歳以上28.6%となっており、(令和2年国勢調査)、全国平均(15歳未満11.9%、15～64歳59.5%、65歳以上28.6%)に比べてそれほど大きな差はない。

産業別就業者数の割合では第3次産業の割合(72.1%)が全ての関係市町で6割を超えており、第1次産業(2.0%)、第2次産業(25.9%)を上回っている。(令和2年国勢調査)

卸売業、小売業や、医療、福祉が中心となっている。

ウ 権利制限関係

(ア)保安林

(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 広島市 地内	71	昭 34. 3. 31
	〃 呉市 地内	15	大 9. 10. 2
	〃 福山市 地内	27	明 38. 4. 15
水源かん養	広島県 呉市 地内	572	平 18. 6. 13
保健	広島県 広島市 地内	71	昭 18. 6. 13
	〃 呉市 地内	37	昭 58. 10. 17
	〃 福山市 地内	31	昭 54. 11. 27
風致	広島県 廿日市市 地内	2, 338	昭 42. 8. 29

(民有林)

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 呉市 地内	845	明 42. 10. 18
	〃 竹原市 地内	38	明 43. 10. 18
	〃 三原市 地内	128	明 34. 2. 8
	〃 尾道市 地内	164	明 33. 5. 4
	〃 福山市 地内	174	明 34. 7. 9
	〃 廿日市市 地内	56	大 8. 3. 20
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	79	昭 31. 8. 14
防風	広島県 呉市 地内	24	大 15. 6. 1
魚つき	広島県 福山市 地内	1	明 42. 11. 5
	〃 呉市 地内	15	明 44. 1. 14

種 類	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
保健	広島県 呉市 地内	65	昭 55. 9. 30
	〃 福山市 地内	4	昭 58. 7. 14
	〃 廿日市市 地内	35	昭 57. 7. 15
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	9	昭 58. 4. 18

(イ) 鳥獣保護区

(県指定)

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
弥山特別保護地区	広島県 廿日市市 地内	203	昭 59. 11. 1
宇品鳥獣保護区	広島県 広島市 地内	25	昭 58. 10. 31
休山鳥獣保護区	〃 呉市 地内	339	昭 36. 10. 20
大久野島鳥獣保護区	〃 竹原市 地内	70	昭 40. 3. 24
龍泉寺鳥獣保護区	〃 三原市 地内	56	昭 46. 9. 21
筆影山鳥獣保護区	〃 〃 〃	180	昭 42. 3. 31
因島南鳥獣保護区	〃 尾道市 地内	143	昭 48. 11. 1
後山鳥獣保護区	〃 福山市 地内	105	昭 53. 11. 7
仙酔島鳥獣保護区	〃 〃 〃	92	昭 57. 11. 1
走島鳥獣保護区	〃 〃 〃	220	昭 48. 11. 1
極楽寺山鳥獣保護区	〃 廿日市市 地内	101	昭 42. 3. 31
宮島鳥獣保護区	〃 〃 〃	3,020	昭 36. 7. 31
野呂山鳥獣保護区	〃 呉市 地内	282	昭 40. 10. 8
神峰山鳥獣保護区	〃 豊田郡大崎上島町 地内	133	昭 48. 11. 1
岩子島鳥獣保護区	〃 尾道市 地内	38	昭 53. 11. 7
後山鳥獣保護区	〃 福山市 地内	123	昭 53. 11. 7

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定特別史跡・特別名勝	厳島	広島県 廿日市市 地内	昭 27. 11. 22
国指定名勝	鞆公園	〃 福山市 地内	大 14. 10. 8
国指定天然記念物	スナメリクジラ廻游海面	〃 竹原市 地内	昭 5. 11. 19
	ナメクジウオ生息地	〃 三原市 地内	昭 3. 3. 24
	瀬山原始林	〃 廿日市市 地内	昭 4. 12. 17
	アビ渡来群游海面	〃 呉市 地内	昭 6. 2. 20

(エ) 風致地区

名 称	位 置	重複面積 (ha)	指定年月日
厳島	広島県 廿日市市 地内	3, 020	昭 13. 6. 7

3 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 1 : 公園区域 (陸域) 表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市内 国有林広島森林管理署 47 林班の全部及び 44 林班の一部 広島市 佐伯区五日市町、南区似島町及び南区元宇品町の各一部	141
	呉市内 国有林広島森林管理署 538 林班、539 林班、541 林班、542 林班、543 林班、545 林班、546 林班、602 林班、603 林班及び 605 林班の全部並びに 21 林班、536 林班、537 林班、540 林班及び 544 林班の各一部 呉市 阿賀町、川尻町、倉橋町、仁方町、広町、宮原、宮原村、安浦町大字安登、安浦町大字内平、安浦町大字中切、安浦町大字中畑、安浦町大字原畑、安浦町大字三津口、豊町大長、豊町御手洗及び和庄町の各一部	4,221
	竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196
	三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432
	尾道市 因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島棕浦町、瀬戸田町荻、瀬戸田町沢、瀬戸田町垂水、瀬戸田町福田、向島町、向東町及び吉和町の各一部	1,232
	福山市内 国有林広島森林管理署 702 林班の一部 福山市 走島町の全部並びに内海町、鞆町後地及び沼隈町	627

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	大字能登原の各一部	
	大竹市 小方町の一部	3
	東広島市 安芸津町風早の一部	8
	廿日市市内 国有林広島森林管理署 71 林班から 93 林班までの 全部 廿日市市 宮島町の全部及び原の一部	3, 121
	江田島市 沖美町美能の一部	76
	豊田郡大崎上島町 沖浦、木江、中野及び東野の各一部	628
合 計		10, 685 国 3, 943 公 1, 150 私 5, 592

(表 2 : 公園区域 (海域) 表)

区 域	面積 (ha) ※1、※2
大阪府泉南郡岬町の地先海面の一部 兵庫県姫路市、明石市、洲本市、相生市、赤穂市、南あわじ市、淡路市及びたつの市の地先海面の一部 和歌山県和歌山市の地先海面の一部 岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市及び浅口市の地先海面の一部 広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町の地先海面の一部 山口県下関市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町の地先海面の一部 徳島県鳴門市の地先海面の一部 香川県高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、小豆郡小豆島町、香川郡直島町及び仲多度郡多度津町の地先海面の一部 愛媛県松山市、今治市、西条市、大洲市、越智郡上島町及び西宇和郡伊方町の地先海面の一部 福岡県北九州市の地先海面の一部 大分県大分市及び東国東郡姫島村の地先海面の一部	836,672

※1 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

公園計画書

令和6年3月28日
環 境 省

目 次

1	基本方針	1
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画等	4
ア	特別地域	4
(ア)	特別保護地区	6
(イ)	第1種特別地域	8
(ウ)	第2種特別地域	14
(エ)	第3種特別地域	24
イ	関連事項	27
(ア)	採取等規制植物	27
(イ)	捕獲等規制動物	29
(ウ)	普通地域	30
ウ	面積内訳	32
3	事業計画	34
(1)	施設計画	34
ア	利用施設計画	34
(ア)	集団施設地区	34
(イ)	単独施設	37
(ウ)	道路	41
a	車道	41
b	自転車道	43
c	歩道	44
(エ)	運輸施設	49
4	参考事項	50
(1)	過去の経緯	50
(2)	瀬戸内海国立公園海域面積	52

1 基本方針

瀬戸内海国立公園は、我が国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

広島県地域は、古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人が暮らしてきた。そのため内海多島海、断層崖、海食崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島（厳島）の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島しょの段々畑などの人文景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

本地域の利用の形態としては、瀬戸内海の展望、自然散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用や社寺仏閣の参拝等の利用形態が多く、平成8年に世界遺産に登録された宮島（厳島）を中心に年間約687万人（平成25年）を超える利用者が訪れるとともに、外国人による観光利用も増加している。

一方で、昭和62年の再検討後において、漁港や護岸等の用地として海岸沿いの海域埋め立てが進んでおり、公園区域の明確化が必要となっている。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。

（1）規制計画

ア 保護規制計画

（ア）特別保護地区

宮島（厳島）の弥山山頂付近と北側斜面は、暖帯の極相林となっており特別保護地区として厳正に保護していく。

（イ）第1種特別地域

多島海景観を構成し、自然性の高い島しょである鞆ノ浦、広島湾、大崎上島北方の島しょ群、瓢箪島（尾道市）、笹小島（呉市）、可部島（大竹市）等及びすぐれた自然林等の多様な自然景観を有する宮島（厳島）の海岸と山地は第1種特別地域として、現在の景観を保護していく。

（ウ）第2種特別地域

多島海と瀬戸の展望地である島しょ部の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、青影山、観音山、神峰山、火山等と本州沿岸部の鳴滝山、筆影山、黒滝山、野呂山、休山、極楽寺山等及び自然林をなす宮島（厳島）の山腹並びに海浜レクリエーション地区の仙酔島、加島、大久野島、阿波島、桂浜、絵の島、宮島（厳島）の砂浜地等は第2種特別地域として適正な保全を図る。

（エ）第3種特別地域

特別地域のうち、上記（ア）～（ウ）以外の特別地域は、本地域の風致景

観を総体として維持していくことを主眼として、農林漁業等第1次産業との調整に配慮しつつ保全を図っていくものとする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

- ・仙酔島集団施設地区は、古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦近郊に散在する島々からなる、本地域の東部における利用拠点であり、流紋岩質凝灰岩が風化した五色岩等からなる特異な地形、地質を有している。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、自然探勝や海水浴などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

- ・大久野島集団施設地区は、かつて旧陸軍の関係施設用地として使用されていた歴史を持つ、本地域の中部における利用拠点である。

島という環境にはあるもののアクセスは良好であり、また山頂から眺望できる多島海景観や島内の戦跡を活かし、国民休暇村として自然・歴史探勝、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

- ・野呂山集団施設地区は、呉の東 15km に位置する高原台地の標高 800m のなだらかな地区であり、瀬戸内海のすぐれた多島美の展望地を有した、本地域の中部における利用拠点である。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、多島海の展望、野営などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

- ・包ヶ浦集団施設地区は、広島湾の西岸にある宮島（厳島）の市街地近郊に位置し、長い海岸線と豊かな自然に恵まれた、本地域の西部における利用拠点である。

この恵まれた自然環境や良好なアクセスの利用を活かし、自然探勝、野営、海水浴、船遊などのレクリエーションの拠点となるよう施設を計画するものとする。

イ) 単独施設

利用実態から見て必要である施設、公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上でふさわしい種別の計画を位置づける。

ウ) 道路（車道）

利用拠点や集団施設地区、展望地等への到達路や景観、自然環境、文化を探勝するための道路として利用されている車道を位置づける。

エ) 道路（歩道）

登山道や景観、歴史、文化等の探勝のための歩道などについて、利用状況や持続可能な地域振興への効果を踏まえ、事業実施の可能性や風致景観の保全に配慮しながら、公園利用上必要な路線を位置づける。

オ) 運輸施設

島しょへの海水浴等のレクリエーション利用のための栈橋等の係留施設及び宮島（厳島）において瀬戸内海を望む絶好の展望地として利用の多い弥山までの運輸施設として、索道を位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画等

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積（ha）						
広島県	広島市内 国有林広島森林管理署 47 林班の全部及び 44 林班の一部 広島市 佐伯区五日市町、南区似島町及び南区元宇品町の各一部	141 <table><tr><td>国</td><td>-</td></tr><tr><td>公</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>-</td></tr></table>	国	-	公	-	私	-
	国	-						
	公	-						
	私	-						
	呉市内 国有林広島森林管理署 539 林班、542 林班及び 543 林班の全部並びに 21 林班及び 544 林班の各一部 呉市 阿賀町、川尻町、倉橋町、宮原、宮原村、安浦町大字安登、安浦町大字中切、安浦町大字中畑、安浦町大字三津口、豊町大長及び和庄町の各一部	2,030 <table><tr><td>国</td><td>-</td></tr><tr><td>公</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>-</td></tr></table>	国	-	公	-	私	-
国	-							
公	-							
私	-							
竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196 <table><tr><td>国</td><td>-</td></tr><tr><td>公</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>-</td></tr></table>	国	-	公	-	私	-	
国	-							
公	-							
私	-							
三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432 <table><tr><td>国</td><td>-</td></tr><tr><td>公</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>-</td></tr></table>	国	-	公	-	私	-	
国	-							
公	-							
私	-							
尾道市 因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島棕浦町、瀬戸田町荻、瀬戸田町垂水、瀬戸田町福田、向島町、向東町及び吉和町の各一部	1,052 <table><tr><td>国</td><td>-</td></tr><tr><td>公</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td>-</td></tr></table>	国	-	公	-	私	-	
国	-							
公	-							
私	-							

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	福山市内 国有林広島森林管理署 702 林班の一部	399 〔 国 - 〕
	福山市 内海町、鞆町後地及び沼隈町大字能登原及び 走島町の各一部	〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	大竹市 小方町の一部	3 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	東広島市 安芸津町風早の一部	8 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	廿日市市内 国有林広島森林管理署 71 林班から 93 林班ま での全部	3, 121 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕
	廿日市市 宮島町の全部及び原の一部	〔 私 - 〕
	江田島市 沖美町美能の一部	6 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
	豊田郡大崎上島町 沖浦、木江、中野及び東野の各一部	181 〔 国 - 〕 〔 公 - 〕 〔 私 - 〕
合 計		7, 569 〔 国 3, 368 〕 〔 公 1, 133 〕 〔 私 3, 068 〕

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	廿日市市 宮島町の一部	203 国 203 公 - 私 -
	合 計	203 国 203 公 - 私 -

(表3 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面 積 (ha)
宮島 (厳島)	広島県廿日市市 宮島町の一部	樹令 80～100 年のアカマツの自然林であり、宮島 (厳島) を象徴する地で、人の手はほとんど加えられていない原始林である。	国 203 公 - 私 -
合 計			国 203 公 - 私 -

(イ) 第 1 種特別地域

次の区域を第 1 種特別地域とする。

(表 4 : 第 1 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	広島市 佐伯区五日市町及び南区似島町の各一部	4 国 公 私 - - -
	呉市 倉橋町の一部	3 国 公 私 - - -
	竹原市 高崎町の一部	0 (0.4) 国 公 私 - - -
	尾道市 瀬戸田町垂水の一部	2 国 公 私 - - -
	福山市 鞆町後地及び走島町の各一部	15 国 公 私 - - -
	大竹市 小方町の一部	3 国 公 私 - - -

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
広島県	廿日市市内 国有林広島森林管理署 81 林班及び 86 林班の全部並びに 71 林班から 80 林班 まで、82 林班から 85 林班まで及び 87 林班から 93 林班までの各一部 廿日市市 宮島町の一部	1, 281 国 - 公 - 私 -
	江田島市 沖美町美能の一部	6 国 - 公 - 私 -
	豊田郡大崎上島町 中野及び東野の各一部	11 国 - 公 - 私 -
合 計		1, 325 国 1, 284 公 6 私 35

(表5：第1種特別地域内訳表)

名	区	域	地区の概要	面積 (ha)
広島湾 〔津久根島〕	広島県広島市 佐伯区五日市町の一部		瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	0 (0.2) 〔国 公 私〕
広島湾 〔小弁天島 弁天島〕	広島県広島市 南区似島町の一部		瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	4 〔国 公 私〕
倉橋島 〔笹小島〕	広島県呉市 倉橋町の一部		倉橋島の南に面する小島で、良好な自然状態をよく残している。	3 〔国 公 私〕
長瀬戸 〔小島〕	広島県竹原市 高崎町の一部		瀬戸内の多島海美を構成する島々で、優れた自然の状態を残している。	0 (0.4) 〔国 公 私〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
瓢箪島 ひょうたんじま	広島県尾道市 瀬戸田町垂水の一部	瀬戸内海の多島海美を構成する小島の一つで、島の形がひょうたんに似ており、優れた自然の状態を残している。	2 国 公 私
鞆ノ浦 (弁天島 皇后島 躑躅島 玉津島 津軽島 袴島 加治屋島)	広島県福山市 鞆町後地及び走島町の 各一部	古くから瀬戸内海を往来する船の潮待ちの港として栄えた鞆の浦に散在する7つの小島で多島海景観を構成する島々として良好な自然の状態を残している。	15 国 公 私

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
可部島	広島県大竹市 小方町の一部	宮島（厳島）の南西部に位置する小島で、良好な自然の状態でよく残している。	3 国 公 私
宮島（厳島）	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署 81 林班及び 86 林班の全部並びに 71 林班から 80 林班まで、82 林班から 85 林班まで及び 87 林班から 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部	厳島神社を中心とする文化景観と周囲の景観が相まって特徴ある景観を呈するとともに瀬戸内の多島海美を構成する島で、森林植生は豊かで、本州西南部を代表する暖帯林を始めとし、本来の自然が失われている瀬戸内海にあっては豊かな自然が残されている貴重な地域となっている。	1,281 国 公 私

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
絵の島	広島県江田島市 沖美町美能の一部	宮島（厳島）の東、約2kmに浮ぶ小島で比較的自然状態をよく保持している。	6 国 公 私
長瀬戸 津々木島 裸島 上島	広島県豊田郡大崎上島町 中野の一部	瀬戸内海が多島美を構成する小島及び岩礁でいずれも自然状態をよく保っている。	2 国 公 私
長瀬戸 唐島 木村島 鍋島 箱島 二子島 箕島	広島県豊田郡大崎上島町 東野の一部	瀬戸内海が多島美を構成する小島及び岩礁でいずれも自然状態をよく保っている。	9 国 公 私
合 計			1,325 国 公 私

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	広島市内 国有林広島森林管理署 47 林班の全部及び 44 林班の一部 広島市 南区似島町及び南区元宇品町の各一部	137 国 公 私 - - -
	呉市内 国有林広島森林管理署 21 林班の一部 呉市 阿賀町、倉橋町、宮原、宮原村、安浦町大字三津口、豊町大長及び和庄町の各一部	1, 079 国 公 私 - - -
	竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	196 国 公 私 - - -
	三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、木原町、小泉町、須波町、中之町及び和田町の各一部	432 国 公 私 - - -
	尾道市 因島大浜町、因島重井町、因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町、因島棕浦町、瀬戸田町荻、瀬戸田町垂水、瀬戸田町福田、向島町、向東町及び吉和町の各一部	1, 032 国 公 私 - - -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	福山市内 国有林広島森林管理署 702 林班の一部	384 国 -
	福山市 内海町、鞆町後地、沼隈町大字能登原及び走島町の各一部	- 公 - 私 -
	東広島市 安芸津町風早の一部	8 国 - 公 - 私 -
	廿日市市内 国有林広島森林管理署 71 林班から 73 林班まで、76 林班から 80 林班まで、82 林班、83 林班、85 林班及び 87 林班から 93 林班までの各一部	981 国 - 公 - 私 -
	廿日市市 原及び宮島町の各一部	
	豊田郡大崎上島町 沖浦、木江、中野及び東野の各一部	170 国 - 公 - 私 -
合 計		4,419 国 1,191 公 373 私 2,855

(表 7：第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
広島湾 [元宇品]	広島県広島市内 国有林広島森林管理署 44 林班の一部 広島県広島市 南区元宇品町の一部	元宇品は、広島湾に突き出た陸繋島で、瀬戸内海特有の暖帯林の植物群落であるクス、カシなどに覆われて自然状態をよく保持している。	25 [国 公 私]
広島湾 〔 峠島 似島 〕	広島県広島市内 国有林広島森林管理署 47 林班の全部 広島県広島市 南区似島町の一部	広島湾の似島の東の小島で多島海景観を構成する島と、似島の北の山で、古くからその姿から安芸の小富士と呼ばれている美しい山容を呈している。	112 [国 公 私]
休山	広島県呉市内 国有林広島森林管理署 21 林班の一部 広島県呉市 阿賀町、宮原、宮原村及び和庄町の各一部	呉市街東部にそびえる休山（標高 505m）を中心とした地区で、瀬戸内海の多島海景観の自然環境のすぐれた展望地点である。	339 [国 公 私]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
倉橋 〔 火山 本浦地区 〕	広島県呉市 倉橋町の一部	火山（標高 408m）は倉橋町南部にあって、無数の岩石が裸出した特異な景観の山で、山頂からの展望は雄大である。	312 〔 国 公 私 〕
倉橋〔亀ヶ首〕	広島県呉市 倉橋町の一部	倉橋島東部の半島で瀬戸内の多島景観を望める自然景観のすぐれた展望地である。	45 〔 国 公 私 〕
倉橋〔鹿老渡〕	広島県呉市 倉橋町の一部	鹿老渡は、古い歴史をもつ集落が自然と調和し、すぐれた景観を呈している。	91 〔 国 公 私 〕
倉橋 〔 鹿島 羽山島 横島 黒島 〕	広島県呉市 倉橋町の一部	この付近は、数多くの島によって瀬戸内の多島海景観を構成しており、黒島、羽山島は、自然状態がよく保存されている。	191 〔 国 公 私 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
長瀬戸 〔柏島 小熊島 馬島 横島〕	広島県呉市 安浦町大字三津口の一部	この付近は、数多くの島によって瀬戸内の多島海景観を構成しており、黒島、羽山島は、自然状態がよく保存されている。	66 〔 国 公 私 〕
御手洗瀬戸 〔大島 小島 平羅島〕	広島県呉市 豊町大長の一部	本地区は、昔から内海航路の要所として大変なにぎわいをみせたところで、当時の面影をとどめる史跡とともに、人文景観と自然景観とが調和する景観を呈している。	35 〔 国 公 私 〕
黒滝山	広島県竹原市 忠海町の一部	竹原市忠海町北に位置する標高 266mの黒滝山を中心とした地区で、奇岩屹立の山頂近くには円通寺があり、内海の島々を一望できる自然環境のすぐれた展望地点である。	53 〔 国 公 私 〕
長瀬戸 〔大久野島 小久野島 阿波島〕	広島県竹原市 高崎町及び忠海町の各一部	瀬戸内の内海景観を構成する島々で大久野島は、海浜レクリエーション等公園利用上重要な地域となっている。	143 〔 国 公 私 〕

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
白滝山 筆影山 鉢ヶ峰	広島県三原市 沖浦町、奥野山町、貝野町、 木原町、小泉町、須波町、中 之町及び和田町の各一部	いずれも芸予諸島の絶好の展望地点で、白滝山には龍泉寺があり、筆影山は市民の展望散策等憩の場として利用されている。	432 [国 公 私]
鳴滝山 加島	広島県尾道市 向東町及び吉和町の各一部	鳴滝山は、瀬戸内海に面して屏風のように切り立った山で内海の展望地点としてすばらしく、山城でもあった鳴滝城山の頂上付近には、八注池があり良好な自然環境を呈している。	126 [国 公 私]
布刈瀬戸	広島県尾道市 因島大浜町の一部	布刈瀬戸をはさみ、小高い山陵が対峙し、部分的に自然海岸、ウバメガシ等の自生地もみられる風光明媚な地域で、本四連絡橋因島大橋の架橋地点でもあり、明るい公園として利用されている。	25 [国 公 私]
白滝山	広島県尾道市 因島大浜町及び因島重井町 の各一部	白滝山は因島北部に位置する霊山で、山頂からの展望はすばらしく、大雨のとき全山が白い滝のようになることから白滝山の名がある。山頂には観音堂三尊像、五百羅漢が立ち並び、自然の中にとけこんだ美しい景観を呈している。	27 [国 公 私]

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
青影山 奥山	広島県尾道市 因島田熊町、因島中庄町、因島土生町、因島三庄町及び因島棕浦町の各一部	因島の中央部に横たわる標高 300mの青影山と標高 390mの奥山を結ぶ地区で山頂は絶好の展望地点となっている。 青影山山頂には、青影城址がある。	300 国 公 私
因島公園	広島県尾道市 因島土庄町及び因島三庄町の各一部	因島南部の南北に連なる山地で、標高 207mの天狗山からの展望はすばらしく、桜の名所としても名高く、良好な自然環境を保っている。	117 国 公 私
地蔵ヶ鼻	広島県尾道市 因島三庄町の一部	因島東南部の美しい自然海岸を有する地区ですぐれた自然の状態を残している。	26 国 公 私
観音山	広島県尾道市 瀬戸田町荻、瀬戸田町垂水及び瀬戸田町福田の各一部	生口島最高の山（標高 472m）で瀬戸内海の展望地点として自然状態を保っている。	200 国 公 私

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
高見山 観音崎 布刈瀬戸	広島県尾道市 向島町の一部	高見山は、内海有数の展望地で、山頂付近は桜の名所としても知られている。 観音崎は、備後灘に突き出た岬で自然豊かな海岸線を有している。	211 国 公 私
鞆の浦 〔仙酔島 下加美島〕	広島県福山市 鞆町後地の一部	仙酔島は「仙人が天上を舞っていてあまりにも美しい景観に酔いしれて、臥して島となった」と言われる美しい島で、仙酔岩体と呼ばれる流紋岩質凝灰岩からなり、断層、節理、隆起海食洞等特異な地形とカシ、シイ、クス、ウバメガシ等を始めとする暖帯林帯がみられる自然環境豊かな地域である。 下加美島は仙酔島南部の陸繋島として知られている。	92 国 公 私
鞆の浦 〔走島 宇治島〕	広島県福山市 走島町の一部	走島は、鞆の浦の南に位置する島で多島海景観の構成要素である。 宇治島はさらに南の無人島で自然の状態を残している。	64 国 公 私

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
後山 阿伏兎	広島県福山市内 国有林広島森林管理署 702 林 班の一部 広島県福山市 内海町、鞆町後地、沼隈町大 字能登原の各一部	福山市の南に突き出した沼隈半島に位置し後山は多島 海景観のすぐれた展望地点として、阿伏兎地区は自然海岸 とウバメガシをはじめとする自然植生等すぐれた自然の 状態を残している。 阿伏兎観音は海上安全と安産で有名な観音で阿伏兎瀬 戸を挟んだ馬場崎とともに風光のすぐれた地点となっ ている。	228 国 公 私
長瀬戸（小芝 島）	広島県東広島市 安芸津町風早の一部	内海景観を構成している島しよで、瀬戸内海多島美の重 要な構成要素となっている。	8 国 公 私
宮島（厳島）	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署 71 林 班から 73 林班まで、76 林班 から 80 林班まで、82 林班、 83 林班、85 林班及び 87 林班 から 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部	厳島神社を中心とする自然景観と人文景観が一体とな ったすぐれた景観の地で、日本三景のーに数えられてい る。また、宮島（厳島）の中にあつてアカマツを主体とす る森林及び海浜地区でいずれも自然状態をよく保持して いる。	880 国 公 私

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
極楽寺山	広島県廿日市市 原の一部	山頂は、宮島（厳島）をはじめとする瀬戸内海のすぐれた景観の展望地点となっており、山頂の極楽寺本堂は価値ある文化財で、周囲は、モミ、カシの原生林に囲まれ、湿地植物等学術的にもすぐれた自然状態を呈している。	101 国 公 私
神峯山	広島県豊田郡大崎上島町 沖浦、木江及び中野の各一部	神峰山（標高 453m）は、大崎上島の主峰で、山頂には薬師堂があり、行基上人の作といわれる如来像が安置されている。 山頂は絶好の瀬戸内海の展望地点となっている。	133 国 公 私
長瀬戸（佐組島）	広島県豊田郡大崎上島町 東野の一部	内海景観を構成している島しよで、瀬戸内海多島美の重要な構成要素となっている。	37 国 公 私
合 計			4,419 国 公 私

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	呉市内 国有林広島森林管理署 539 林班、542 林班及び 543 林班の全部並びに 544 林班の一部	948 国 公 私 - - -
	呉市 川尻町、安浦町大字安登、安浦町大字中切及び安浦町大字中畑の各一部	
	尾道市 向島町の一部	18 国 公 私 - - -
	廿日市市内 国有林広島森林管理署 73 林班から 76 林班まで、78 林班から 80 林班まで、82 林班から 85 林班まで及び 87 林班から 93 林班までの各一部	656 国 公 私 - - -
	廿日市市 宮島町の一部	
合 計		1,622 国 公 私 690 754 178

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
野呂山	広島県呉市内 国有林広島森林管理署 539 林 班、542 林班及び 543 林班の 全部並びに 544 林班の一部 広島県呉市 川尻町、安浦町大字安登、安 浦町大字中切及び安浦町大 字中畑の各一部	瀬戸内海国立公園のほぼ中央部にあたり、標高 839m の膳棚山を 主峰とした隆起準平原地形を呈した山塊で山頂付近はヒノキの造 林地、山麓はアカマツ林となっている。 山頂付近は、平坦で母岩の露出した箇所や大小多くの池沼が散在 する。	948 国 公 私 - - -
布刈瀬戸	広島県尾道市 向島町の一部	布刈瀬戸の向島側の背後地にあたり、アカマツ林、農地等となっ ている。	18 国 公 私 - - -

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
宮島 (厳島)	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署 73 林 班から 76 林班まで、78 林班 から 80 林班まで、82 林班か ら 85 林班まで及び 87 林班か ら 93 林班までの各一部 広島県廿日市市 宮島町の一部	宮島 (厳島) の主要利用ルートより望見できない谷間、山腹、海 浜地区で、アカマツ林及び人文景観からなる地区となっている。	656 国 - 公 - 私 -
合 計			1,622 国 690 公 754 私 178

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物は次のとおりとする。

(表 10：採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミ ズ ゴ ケ	ミズゴケ
マ ツ バ ラ ン	マツバラ
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ	マンネンズギ
イ ワ ヒ バ	イワヒバ
ゼ ン マ イ	ヤシャゼンマイ
イ ノ モ ト ソ ウ	エダウチホングウシダ
シ ノ ブ	シノブ、タマシダ
オ シ ダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チ ャ セ ン シ ダ	アオガネシダ
ウ ラ ボ シ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンド、イワオモダカ
シ シ ラ ン	タキシダ、シシラン
ク ワ	カカツガユ
ヤ ド リ ギ	オオバヤドリギ
ナ デ シ コ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
キ ン ポ ウ ゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、タカネハンシウヅル、トリガタハンシウヅル、シロバナハンシウヅル、オキナグサ、ヤマシャクヤク
メ ギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウ マ ノ ス ズ ク サ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤ ッ コ ソ ウ	ヤッコソウ
モ ウ セ ン ゴ ケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケ シ	シマエンゴサク
ベ ン ケ イ ソ ウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユ キ ノ シ タ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バ ラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ (イワガサ、タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ (ミヤジマシモツケ)、イブキシモツケ
マ メ	ナルトオオギ
ハ マ ビ シ	ハマビシ
ト ウ ダ イ ゲ サ	イワタイゲキ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ヒ メ ハ ギ	カキノハグサ (ナガバナノカキノハグサを含む。)、ヒナノカンザシ
ア オ イ	ハマボウ
ジ ン チ ヨ ウ ゲ	コショウノキ
グ ミ	ナツアサドリ
イ ワ ウ メ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イ チ ヤ ク ソ ウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチャクソウ、ジンヨウイチャクソウ
ツ ツ ジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サ ク ラ ソ ウ	シコクカッコソウ
リ ン ド ウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
ア カ ネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ム ラ サ キ	ムラサキ
ク マ ツ ズ ラ	イワダレソウ
シ ソ	イガタツナミソウ
イ ワ タ バ コ	イワタバコ、イワギリソウ
ハ マ ウ ツ ボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タ ヌ キ モ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イマタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
ス イ カ ズ ラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マ ツ ム シ ソ ウ	マツムシソウ
キ キ ヨ ウ	サワギキョウ、キキョウ
キ ク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホ ン ゴ ウ ソ ウ	ホンゴウソウ
ユ リ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ

科 名	種 名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ビ ヤ ク ブ	ナベワリ
ヒ ガ ン バ ナ	ハマオモト（ハマユウ）
ア ヤ メ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サ ト イ モ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カ ヤ ツ リ グ サ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラ ン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、マヤラン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

（イ）捕獲等規制動物

捕獲し若しくは殺傷又は当該動物の卵の採取若しくは損傷を規制する動物を次のとおりとする。

（表 11：捕獲等規制動物表）

科名	種名
トンボ	ミヤジマトンボ（宮島地域）

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
広島県	呉市内 国有林広島森林管理署 538 林班、541 林班、545 林班、546 林班、602 林班、603 林班及び 605 林班の全部並びに 536 林班、537 林班、540 林班及び 544 林班の各一部 呉市 倉橋町、仁方町、広町、宮原、宮原村、安浦町大字内平、安浦町大字中畑、安浦町大字原畑、豊町大長及び豊町御手洗の各一部	2, 191 国 公 私 - - -
	尾道市 瀬戸田町荻、瀬戸田町沢、瀬戸田町垂水及び瀬戸田町福田の各一部	180 国 公 私 - - -
	福山市 走島町の一部	228 国 公 私 - - -
	江田島市 沖美町美能の一部	70 国 公 私 - - -
	豊田郡大崎上島町 沖浦、木江、中野及び東野の各一部	447 国 公 私 - - -

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	陸 域 合 計	3, 116 国 575 公 17 私 2, 524
	陸域公園区域の地先海面の一部 ※1、※2	836, 616
	合 計	839, 732

※1 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

ウ 面積内訳
地域地区別土地所有別面積及び市町村別面積は次のとおりとなる。
(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区 ※1	普通地域 (海域) ※1 ※2	合計 (海域) ※1 ※2
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
合 計	土地所有別面積	203	－	－	1, 284	6	35	1, 191	373	2, 855	690	754	178	575	17	2, 524	3, 943	1, 150	5, 592			
	地種区分別面積 (比率)	203 (1. 9)			1, 325 (12. 4)			4, 419 (41. 4)			1, 622 (15. 2)			3, 116 (29. 2)			10, 685 (100)					
	地域地区別面積 (比率)				7, 366 (68. 9)																	
	地域別面積 (比率)				7, 569 (70. 8)																	
																				合計 (陸域・海域)		

※1 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。
※2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

（表 14：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：面積 ha）

地域地区 市町村名		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域 公園 地区 ※ 1	普通 地域 (海域) ※ 1 ※ 2	合計 (海域) ※ 1 ※ 2
		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
広島県	広島市	—	4	137	—	141	0	141			
	呉市	—	3	1, 079	948	2, 030	2, 191	4, 221			
	竹原市	—	—	196	—	196	—	196			
	三原市	—	—	432	—	432	—	432			
	尾道市	—	2	1, 032	18	1, 052	180	1, 232			
	福山市	—	15	384	—	399	228	627			
	大竹市	—	3	—	—	3	—	3			
	東広島市	—	—	8	—	8	—	8			
	廿日市市	203	1, 281	981	656	3, 121	0	3, 121			
	江田島市	—	6	—	—	6	70	76			
	安芸郡坂町	—	—	—	—	—	—	—			
	豊田郡大崎上島町	—	11	170	—	181	447	628			
瀬戸内海国立公園 合 計		203	1, 325	4, 419	1, 622	7, 569	3, 116	10, 685	56. 4	836, 616	836, 672

※ 1 海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を示すことはできないため、瀬戸内海国立公園全体の数値を示している。

※ 2 同時期に見直しを行った瀬戸内海国立公園（山口県地域）の変更を含む。

※ 3 面積はあるが、小数点以下の四捨五入により 0（ha）となる地域については、「0」と記載する。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び 基盤施設	整備方針	面積（ha）			備考
1	大久野島	広島県竹原市 忠海町字大江谷、字長 浦、字福井及び字大久 野島の全部	竹原市の南約 2 kmの三原瀬戸に 浮かぶ周囲約 4 km、面積 72ha の 小島で、かつては旧陸軍の関係施 設用地として使用されていた歴 史を有している。 瀬戸内海国立公園の中央部に位 置し、到達性も良好であり長時間 滞在型の野外レクリエーション や自然とのふれあいの場として 位置付け、整備の充実を図る。 野営施設の充実、自然とのふれあ いのための園地を中心として整 備する。 なお、施設の整備にあたっては、 老朽化した旧陸軍施設に配慮し、 利用者が島の歴史についても学 ぶことができるよう配慮する。ま た、野外に生息するカイウサギを 目的に来訪する利用者の利用の 適正化に配慮する。	大久野島整備計画区	大久野島の利用について、自然環境や戦前 戦中の歴史の情報発信・学習等の拠点及び 休憩所としての機能を持ったビジターセ ンターの整備とともに、自然・歴史探勝や 野外レクリエーション、風景（眺望）鑑賞、 休憩、宿泊・野営など多様なニーズに対応 するため、既存の施設を含めて、各種利用 施設を改良整備する。なお、最近では野生 化したカイウサギの鑑賞等の利用が増えて きていることから、利用者の安全面等を 考慮した歩道の改良整備に努める。	71.2			昭 35. 11. 14 一般計画決定、区域 指定、詳細計画決定
				面積計	国	公	私		
					71.2	—	—		
					71.2				

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び 基盤施設	整備方針	面積（ha）			備考
2	仙酔島	広島県福山市 鞆町後地仙酔島、弁 天島、皇后島、下加 美島及びつつじ島 の全部	古くから瀬戸内海の良港と して栄えた鞆の浦に散在す る島々からなる地区で、大都 市近郊の野外レクリエーシ ョンエリアと備讃瀬戸の中 心地域に属し、海水浴、自然 探勝等健全な利用を行うこ とのできる地区として整備 を図る。 整備にあたっては、特異な地 形、地質、動植物の保護に留 意する。	仙 酔 島 整 備 計 画 区	多様なニーズに対応するため宿舎施設及び野営場施設 を整備する。 仙酔島の自然や特異な地形、地質、動植物等を観察す る場として、既存海水浴場を含む海岸沿い、大弥山、 御膳山等仙酔島を周遊する既存歩道や園地を改良整備 する。 利用の基盤施設として係留施設、給水施設等を改良整 備する。	93.6			昭 26. 5 . 8 一般計画決 定
						国	公	私	
						84.2	2.6	6.8	
						93.6			
3	包ヶ浦	広島県廿日市市 宮島町包ヶ浦の一 部	広島湾の西岸に位置する宮 島（厳島）の東北部に位置し、 長い海岸線と豊かな自然に 恵まれ、宮島（厳島）の玄関 口である宮島港からも近い ことから、海水浴、自然探勝、 宿泊、野営、舟遊などの野外 レクリエーションのための 施設整備を主体とした地区 として位置付ける。 現存する樹木及び池の周辺 に自生する塩生植物の保護 に留意しつつ海水浴施設、野 営施設及び宿泊施設等の整 備を行う。	包 ヶ 浦 整 備 計 画 区	多様なニーズに対応するため宿舎施設、野営場施設及 び海岸部の海浜利用の促進を行う。 西側の野営場については、既存施設を改良整備する。 利用状況に応じて、係留施設、運動施設等を改良整備 する。 道路は、探勝や安全で快適な連絡を図るため必要な改 良を行う。 利用の基盤施設として係留施設、給水施設等を改良整 備する。	15.5			昭 26. 5 . 8 一般計画 決定
						国	公	私	
						2.6	12.9	—	
						15.5			

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積（ha）			備考			
4	野呂山	広島県呉市安浦町内 広島地域施業計画区 西条事業区 539 林班 及び 42 林班の一部 呉市川尻町内 広島地域施業計画区 西条事業区 543 林班 及び 544 林班の各一部 呉市 安浦町大字中畑字立 小路及び安浦町大字 中切字奥の原山並び に川尻町板休、大見 上、要垣内及び大原の 各一部	(1) 呉の東方 15km に位置する 高原台地の標高約800mのな だらかな地区で、瀬戸内海の 多島美の展望地としてすぐ れ、野外レクリエーション及 び自然とのふれあいの場と して整備充実を図る。 (2) 青少年の野外活動の場と して、宿泊施設、野営施設等 の整備充実に重点を置く。	宿 泊 施 設 区	既存施設（国民宿舎）の拡充整備を図る	9.6			昭 26. 5 . 8 一般計画決 定			
				野 営 施 設 区	既存のフリーテントサイト、固定式テントサイトの改良整備を図る。 また、地区の管理運営の中心であるセントラルロッジについても拡充整備を図る。	9.3						
				休 養 園 地 区	既存かぶと岩展望園地、弘法大師堂付近の園地施設の拡充整備を図る。 水池を含む周辺の池沼については、水性植物及び湿地性植物の保護を図り、観察園路を設ける。	36.1						
				第 1 公 共 施 設 区	既存施設の総合整理を図るとともに修景に努める。	4.4						
				第 2 公 共 施 設 区	本地区は、当集団施設地区の利用者の離合集散の場所であるので、既存駐車場、広場を中心に利用実態に合わせた施設の拡充整備を図る。	3.0						
				給 水 施 設	集団施設地区内へ給水する水源は、貯留集水方式によって確保する。	—						
				道 路		—						
				面 積 計						国	公	私
										28.6	25.3	8.5
										62.4		

（留意事項）なお、利用施設計画図（集団施設地区区域図）については、指定時の資料を別図として保管するものとする。

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	広島県呉市（休山）	休山山頂の探勝及び安芸灘、芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
2	園地	広島県呉市（三津峰山）	散策、ピクニック、展望のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
3	園地	広島県竹原市（黒滝山）	黒滝山山頂の探勝、展望のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
4	園地	広島県竹原市（阿波島）	海水浴客の休憩、海浜探勝、島内散策のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
5	水泳場	広島県竹原市（阿波島）	自然海浜を利用した日帰り海水浴場として整備する。	昭 32. 10. 23
6	園地	広島県三原市（鉢ヶ峰）	芸予諸島の展望と自然探勝のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
7	園地	広島県三原市（筆影山山頂）	芸予諸島の展望と自然探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
8	園地	広島県三原市（竜王山山頂）	山頂の探勝及び展望のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
9	園地	広島県三原市（白滝山山頂）	三原瀬戸の展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
10	園地	広島県尾道市（鳴滝山）	鳴滝山山頂の探勝及び芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
11	園地	広島県尾道市（大浜崎）	布刈瀬戸の展望、休憩、探勝等のための園地として整備する。	昭 46. 5. 22
12	野営場	広島県尾道市（大浜崎）	主として海浜探勝利用者を対象とした野営場として整備する。	昭 62. 11. 24
13	園地	広島県尾道市（白滝山）	布刈瀬戸等の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
14	園地	広島県尾道市（奥山山頂）	展望及び自然探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
15	園地	広島県尾道市（地藏ヶ鼻）	海浜探勝及び展望のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
16	園地	広島県尾道市（因島公園）	山頂の探勝及び弓削瀬戸の展望のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
17	宿舎	広島県尾道市（因島公園）	因島探勝利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭 46. 4. 12
18	園地	広島県福山市（後山）	燐灘、仙酔島を望む展望、休憩、散策のための園地として整備する。	昭 26. 5. 8
19	水泳場	広島県福山市走島町（唐船）	休憩施設、シャワー室等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 26. 5. 8
20	園地	広島県呉市（火山）	安芸灘の展望、山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
21	水泳場	広島県呉市（桂ヶ浜）	桂ヶ浜の海浜を利用した水泳、休憩施設等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32. 10. 23
22	園地	広島県廿日市市（蛇の池）	広島湾の展望、山頂の探勝、休憩のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
23	野営場	広島県廿日市市（蛇の池）	主として極楽寺探勝登山等の利用者のための野営場として整備する。	昭 62. 11. 24
24	宿舎	広島県廿日市市（杉の浦）	主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者のための野営場として整備する。	昭 62. 11. 24
25	園地	広島県廿日市市（大元公園）	大元自然林の探勝、休憩のための園地として整備する。	昭 32. 3. 29
26	園地	広島県廿日市市（紅葉谷公園）	紅葉谷の探勝、休憩、散策及び弥山探勝の基地として園地を整備する。	昭 32. 10. 23

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
27	宿舎	広島県廿日市市（宮島）	主として宮島を訪れる公園利用者を対象とした宿泊施設として既存施設の整備拡充をはかる。	昭 32. 10. 23
28	宿舎	広島県廿日市市（大元）	主として大元園地等宮島西部の自然探勝等の利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭 32. 10. 23
29	給水施設	広島県廿日市市（宮島）	主として公園利用者のための給水施設として整備する。	昭 34. 10. 26
30	汚物処理施設	広島県廿日市市（江ノ浦）	主として公園利用者のための汚物処理施設として整備する。	昭 35. 5. 17
31	博物館	広島県廿日市市（宮島）	宮島の自然及び人文を紹介するための施設として整備する。	昭 62. 11. 24
32	水族館	広島県廿日市市（大元）	瀬戸内海を中心とした魚類等を紹介するための施設として整備する。	昭 32. 10. 23
33	運動場	広島県廿日市市（多々良）	主として滞在利用者を対象とした運動施設を整備する。	昭 62. 11. 24
34	園地	広島県廿日市市（弥山山頂）	瀬戸内海の展望及び弥山探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
35	園地	広島県廿日市市（獅子岩）	主としてロープウェイ利用者のため、安芸灘展望のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
36	水泳場	広島県廿日市市（入浜）	休憩施設等海水浴利用者の便益施設として整備する。	昭 62. 11. 24
37	園地	広島県廿日市市（大砂利）	主として海浜利用者のための休憩、海浜探勝のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
38	水泳場	広島県廿日市市（大砂利）	休憩施設等海水浴利用者の便益施設として整備する。	昭 62. 11. 24
39	宿舎	広島県佐伯郡沖美町（絵の島）	主として海水浴、島内探勝、舟遊客等を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 62. 11. 24
40	水泳場	広島県江田島市（絵の島）	休憩施設、脱衣場、シャワー等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32. 10. 23

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
41	舟遊場	広島県江田島市（絵の島）	絵の島付近の水面を利用して舟遊びを行うため施設整備する。	昭 62. 11. 24
42	園地	広島県豊田郡大崎上島町（神峰山）	芸予諸島の展望及び山頂の探勝のための園地を整備する。	昭 32. 10. 23
43	宿舎	広島県豊田郡大崎上島町（中ノ鼻）	海水浴等海浜利用者を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 47. 10. 18
44	園地	広島県呉市（一峰寺山）	安芸灘、芸予諸島の展望のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
45	園地	広島県尾道市（観音山山頂）	芸予諸島の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
46	水泳場	広島県尾道市（岩子島）	休憩施設、シャワー室等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭 32. 10. 23
47	園地	広島県尾道市（布刈瀬戸）	布刈瀬戸の展望及び休憩のための園地として整備する。	昭 62. 11. 24
48	園地	広島県尾道市（高見山）	芸予諸島、布刈瀬戸の展望及び山頂の探勝のための園地として整備する。	昭 32. 10. 23
49	宿舎	広島県尾道市（高見山）	主として芸予諸島、布刈瀬戸の展望等の利用者のための宿泊施設として整備する。	昭 38. 5. 7
50	宿舎	広島県尾道市（観音崎）	主として海浜利用者を対象とする宿泊施設として整備する。	昭 62. 11. 24
51	園地	広島県福山市（阿伏兔山上）	阿伏兔瀬戸及び隧灘の展望のための園地として整備する。	昭 26. 5. 8

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1	中畑警固屋線	起点－広島県呉市（大潰・国立公園境界） 終点－広島県呉市（一ヶ谷・国立公園境界）	休山	休山山頂への到達道路及び瀬戸内海を眺望するための道路として整備する。	昭 32. 10. 23
2	筆影山登山線	起点－広島県三原市（冬越山・国立公園境界） 終点－広島県三原市（梅木谷・国立公園境界）	筆影山	和田及び須波方面から筆影山への到達道路として整備する。	昭 32. 10. 23
3	因島公園線	起点－広島県尾道市（前安郷・国立公園境界） 終点－広島県尾道市（一ノ木谷）	筆影山	土生町から因島公園への到達道路として整備する。	昭 34. 12. 12
4	後山阿伏兎線	起点－広島県福山市（後地・国立公園境界） 終点－広島県福山市（能登原・国立公園境界）	後山	仙酔島、燧灘の景観を沿線から鑑賞するための道路として整備する。	昭 15. 1. 11
5	極楽寺登山線	起点－広島県廿日市市（牛池山・国立公園境界） 終点－広島県廿日市市（極楽寺）	後山	極楽寺山頂への到達道路として整備する。	昭 32. 10. 23

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
6	宮島公園線	起点—広島県廿日市市（多々良） 終点—広島県廿日市市（大砂利）	大 杉 包 ヶ 浦	宮島の主要利用拠点を連絡する道路として整備する。	昭 32. 10. 23
7	川尻十文字線	起点—広島県呉市（板休・国立公園境界） 終点—広島県呉市（野呂山）	十 文 字	野呂山山頂に到達する道路及び芸予諸島の景観を鑑賞するための道路として整備する。	昭 32. 10. 23
8	神峰山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町（郷平・国立公園境界） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（天狗山）	首 切	神峰山山頂への到達道路として整備する。	昭 34. 12. 12
9	観音山登山線	起点—広島県尾道市（峠・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（志寿利加喜）		観音山登山歩道への到達路及び芸予諸島の鑑賞のための道路として整備する。	昭 38. 7. 5
10	高見山登山線	起点—広島県尾道市（寺屋敷山・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（高見山）		高見山山頂への到達道路として整備する。	昭 32. 10. 23

b 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 18：道路（自転車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	布刈瀬戸線	起点—広島県御調郡向島町(字釣浜山・国立公園境界) 終点—広島県御調郡向島町(字大下・国立公園境界) 起点—広島県因島市(大浜崎・国立公園境界) 終点—広島県因島市(大浜崎・国立公園境界) 起点—広島県御調郡向島町(字小谷・国立公園境界) 終点—広島県御調郡向島町(字木作・国立公園境界)	因島大橋	布刈瀬戸の景観を楽 しみながら、向島から 因島へ連絡するための 自転車道を整備する。	昭 62. 11. 24

c 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 19：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	中国自然歩道線	起点—広島県呉市（膳棚山・国立公園境界） 終点—広島県呉市（信祖山・国立公園境界） 起点—広島県呉市（板休・国立公園境界） 終点—広島県呉市（大見上・国立公園境界） 起点—広島県廿日市市（牛池山・国立公園境界） 終点—広島県廿日市市（牛池山・国立公園境界） 起点—広島県廿日市市（極楽寺・国立公園境界） 終点—広島県廿日市市（長谷・国立公園境界）	十 文 池 水 弘法大師堂 かぶと岩	中国自然歩道として 整備する。	昭 32. 10. 23
2	和庄先尾城線	起点—広島県呉市（和庄・国立公園境界） 終点—広島県呉市（阿賀・国立公園境界）	休 山 極 楽 寺	呉市和庄及び阿賀か ら休山山頂への登山路 として整備する。	昭 32. 10. 23
3	冠崎平ノ内線	起点—広島県呉市（釜ヶ平山・国立公園境界） 終点—広島県呉市（一ヶ谷・国立公園境界）	三 津 峰 山	呉市宮原及び阿賀か ら三津峰山への登山路 として整備する。	昭 32. 10. 23
4	黒滝白滝登山線	起点—広島県三原市（竜泉寺） 終点—広島県竹原市（忠海・国立公園境界）	黒 滝 山	忠海から黒滝、白滝 山への登山路として整 備する。	昭 32. 10. 23

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
5	鳴滝鉢ヶ峰線	起点—広島県尾道市 (鳴滝山園地・国立公園境界) 終点—広島県三原市 (鉢ヶ峰・国立公園境界)	鳴滝山山頂	鳴滝山、鉢ヶ峰を連絡する探勝歩道として整備する。	昭 62. 11. 24
6	鳴滝城址線	起点—広島県尾道市 (字鳴滝・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (竜王下、鳴滝城址)		鳴滝山から鳴滝城址への到達歩道として整備する。	昭 62. 11. 24
7	白滝山登山線	起点—広島県尾道市 (滝山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (滝山・白滝山山頂)		因島、重井から白滝山山頂への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
8	青影山奥山線	起点—広島県尾道市 (上山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (三庄越・国立公園境界)	青影山 奥山	棕浦から奥山及び中庄から青影山への登山路及びこれらを連絡する歩道として整備する。	昭 32. 10. 23
9	因島公園線	起点—広島県尾道市 (宇和郷山・国立公園境界) 終点—広島県尾道市 (平木奥・車道合流点) 起点—広島県尾道市 (平原・車道合流点) 終点—広島県尾道市 (塚ヶ浜・国立公園境界)		土生町から因島公園へ連絡する歩道及び天狗山山頂へ連絡する歩道として整備する。	昭 32. 10. 23
10	後山線	起点—広島県福山市 (後山) 終点—広島県福山市 (後山)		後山の自然を探勝する周回道路として整備する。	昭 26. 5. 8

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
11	阿伏兎線	起点—広島県福山市 (室浜・国立公園境界) 終点—広島県福山市 (阿伏兎)		室浜と阿伏兎を結ぶ探勝歩道として整備する。	昭 26. 5. 8
12	火山登山線	起点—広島県呉市 (前火山・国立公園境界) 終点—広島県呉市 (宮ノ浦五本松)		宇和木峠及び桂浜から火山への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
14	大元谷弥山線	起点—広島県廿日市市 (大元公園) 終点—広島県廿日市市 (弥山)	駒ヶ林	大元園地から弥山への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
15	紅葉谷包ヶ浦線	起点—広島県廿日市市 (紅葉谷公園) 終点—広島県廿日市市 (包ヶ浦)		紅葉谷から包ヶ浦への連絡路として整備する。	昭 32. 10. 23
16	紅葉谷弥山線	起点—広島県廿日市市 (紅葉谷公園) 終点—広島県廿日市市 (弥山)	つばき谷	紅葉谷園地から弥山への登山路として整備する。	昭 29. 10. 1
17	大聖院獅子岩線	起点—広島県廿日市市 (大聖院) 終点—広島県廿日市市 (獅子岩駅)	仁王門	大聖院から弥山への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
18	多々良青海苔浦線	起点—広島県廿日市市 (多々良浦) 終点—広島県廿日市市 (青海苔浦・歩道合流点) 終点—広島県廿日市市 (弥山)	多々良川 青海苔川 奥の院	多々良から青海苔浦及び弥山を結ぶ歩道として整備する。	昭 32. 10. 23

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
19	大砂利多々良周廻線	起点—広島県廿日市市（大砂利） 終点—広島県廿日市市（多々良）	山 白 浦 長 浦 御 床 浦	宮島の自然探勝、七浦めぐりのための歩道として整備する。	昭 32. 10. 23
20	仁方十文字線	起点—広島県呉市（仁方・国立公園境界） 終点—広島県呉市（十文字・中国自然歩道線合流点）	昭 和 池	呉市仁方から野呂山への到達道路として整備する。	昭 32. 10. 23
21	野呂山登山線	起点—広島県呉市（大原・国立公園境界） 終点—広島県呉市（大見上・歩道合流点）		川尻から野呂山山頂への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
22	一峰寺登山線	起点—広島県呉市（大長・国立公園境界） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（御手洗・国立公園境界）	一峰寺山	大長及び御手洗から一峰寺山への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
23	神峰山登山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町（数根石・国立公園境界） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（猪口ヶ谷）	神 峰 山	大崎上島町から神峰山への登山路及び沿線の展望の探勝する道路として整備する。	昭 32. 10. 23
24	木江観音山登山線	起点—広島県豊田郡大崎上島町（中ノ鼻） 終点—広島県豊田郡大崎上島町（野賀峠）		中ノ鼻から観音山を経て、野賀峠の展望地点への到達道路として整備する。	昭 62. 11. 24

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
25	観音山登山線	起点—広島県尾道市（米山・車道終点） 起点—広島県尾道市（大池・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（志寿利加喜・国立公園境界）		垂水中野及び中野ダムから観音山山頂への登山路として整備する。	昭 32. 10. 23
26	八丈岩線	起点—広島県尾道市（寺屋敷山・国立公園境界） 終点—広島県尾道市（高見山）		立花から高見山（八丈岩）への登山路として整備する。	昭 62. 11. 24

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 20：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要 経過地	整備方針	告示年月日
1		係留施設	広島県竹原市 (阿波島)		阿波島への海水浴等海 浜レクリエーション利用 客のための栈橋等を整備 する。	昭 32. 10. 23
2		係留施設	広島県福山市 (唐船)		走島への海浜レクリエ ーション利用客のための 栈橋等を整備する。	昭 26. 5. 8
3		係留施設	広島県廿日市市 (宮島)		宮島を訪れる利用客の ための栈橋等を整備す る。	昭 32. 10. 28
4	宮 島 ロ ー プ ウ ェ イ 線	索道	起点―広島県廿日市市 (紅葉谷) 終点―広島県廿日市市 (獅子岩)		宮島紅葉谷と弥山とを 結び、弥山の自然と瀬戸 内海を展望するロープウ ェイとして整備する。	昭 32. 10. 28
5		係留施設	広島県江田島市 (絵の島)		絵の島の海水浴等海浜 レクリエーションのため の栈橋等を整備する。	昭 62. 11. 24

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和9年3月16日	仙酔島等の区域指定
昭和25年5月18日	宮島等の区域指定
昭和31年5月1日	極楽寺山、因島等の区域指定
昭和62年11月24日	公園区域の変更
平成29年3月16日	公園区域の変更

イ 規制計画

昭和13年12月17日	特別地域指定
昭和32年10月23日	特別地域、特別保護地区指定
昭和62年11月24日	公園計画の変更
平成29年3月16日	公園計画の変更

ウ 施設計画

(ア) 集団施設地区

昭和26年5月8日	仙酔島集団施設地区一般計画決定
昭和29年2月18日	包ヶ浦集団施設地区一般計画決定
昭和32年10月1日	包ヶ浦集団施設地区区域指定
昭和32年10月23日	野呂山集団施設地区一般計画決定
昭和35年11月14日	大久野島集団施設地区一般計画 決定区域指定、詳細計画決定
昭和42年6月15日	野呂山集団施設地区区域指定、 詳細計画決定
昭和52年9月8日	包ヶ浦集団施設地区区域変更、 詳細計画決定
昭和62年11月24日	公園計画の変更 集団施設地区の指定及び変更
令和6年3月28日	大久野島集団施設地区、仙酔島集団施設地区、 包ヶ浦集団施設地区の整備計画区変更

(イ) 単独施設等

昭和15年1月11日	極楽寺登山線車道計画決定
昭和26年5月8日	歩道、単独施設計画決定
昭和29年10月1日	紅葉谷弥山線車道計画決定

昭和32年 3 月29日	大元公園園地計画決定
昭和32年10月23日	車道、歩道及び単独施設計画決定
昭和34年10月26日	宮島給水施設計画決定
昭和34年12月12日	車道計画決定
昭和35年 5 月17日	江ノ浦汚物処理施設計画決定
昭和38年 5 月 7 日	高見山宿舎計画決定
昭和38年 7 月 5 日	観音山登山線車道計画決定
昭和46年 4 月12日	因島公園宿舎計画決定
昭和46年 5 月22日	大浜崎園地計画決定
昭和47年10月18日	大崎上島宿舎計画決定
昭和54年12月11日	中国自然歩道線歩道計画決定
昭和62年11月24日	公園計画の変更
平成 4 年 8 月26日	公園計画の変更

(2) 瀬戸内海国立公園海域面積

◆海域面積集計表 (単位: ha)

	海域公園地区	普通地域 (海域)
大阪府地域		349
兵庫県地域		61,794
和歌山県地域		5,956
岡山県地域		72,117
広島県地域		147,836
山口県地域	56.4	174,908
徳島県地域		10,593
香川県地域		159,372
愛媛県地域		200,355
福岡県地域		478
大分県地域		2,858
合 計	56.4	836,616

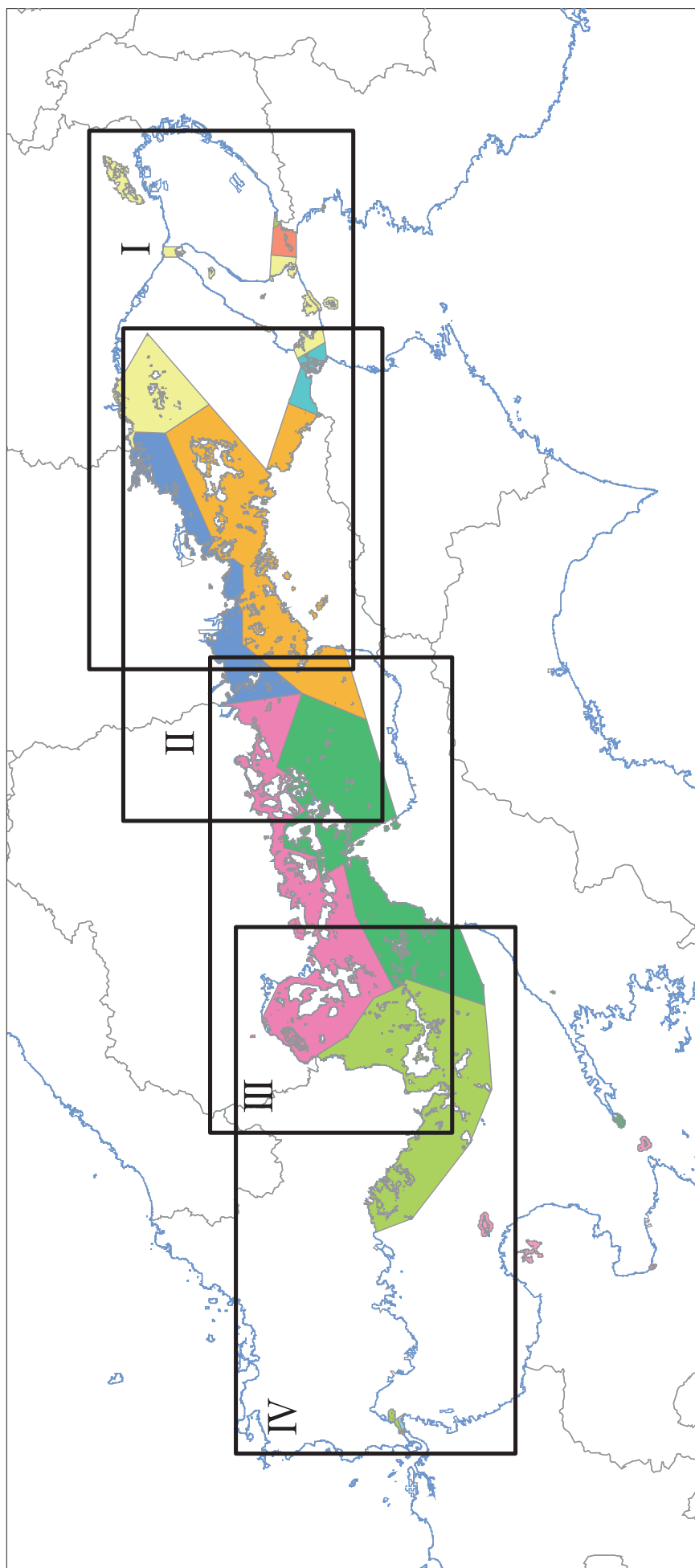
注1) 海域の区域線はそれぞれ以下の時点での告示による (海域にかかる区域、区分線の変更があった直近の変更)

	告示年月日		告示年月日
和歌山県地域 (含大阪府地域)	平成3年7月26日	福岡県地域	平成18年1月19日
兵庫県地域 (淡路地域)	昭和61年9月11日	徳島県地域	平成3年2月27日
兵庫県地域 (西播地域)	平成6年11月7日	香川県地域	平成11年2月2日
岡山県地域	平成15年8月20日	愛媛県地域	平成17年3月28日
広島県地域	平成29年3月16日	大分県地域	昭和59年9月20日
山口県地域	平成29年3月16日		

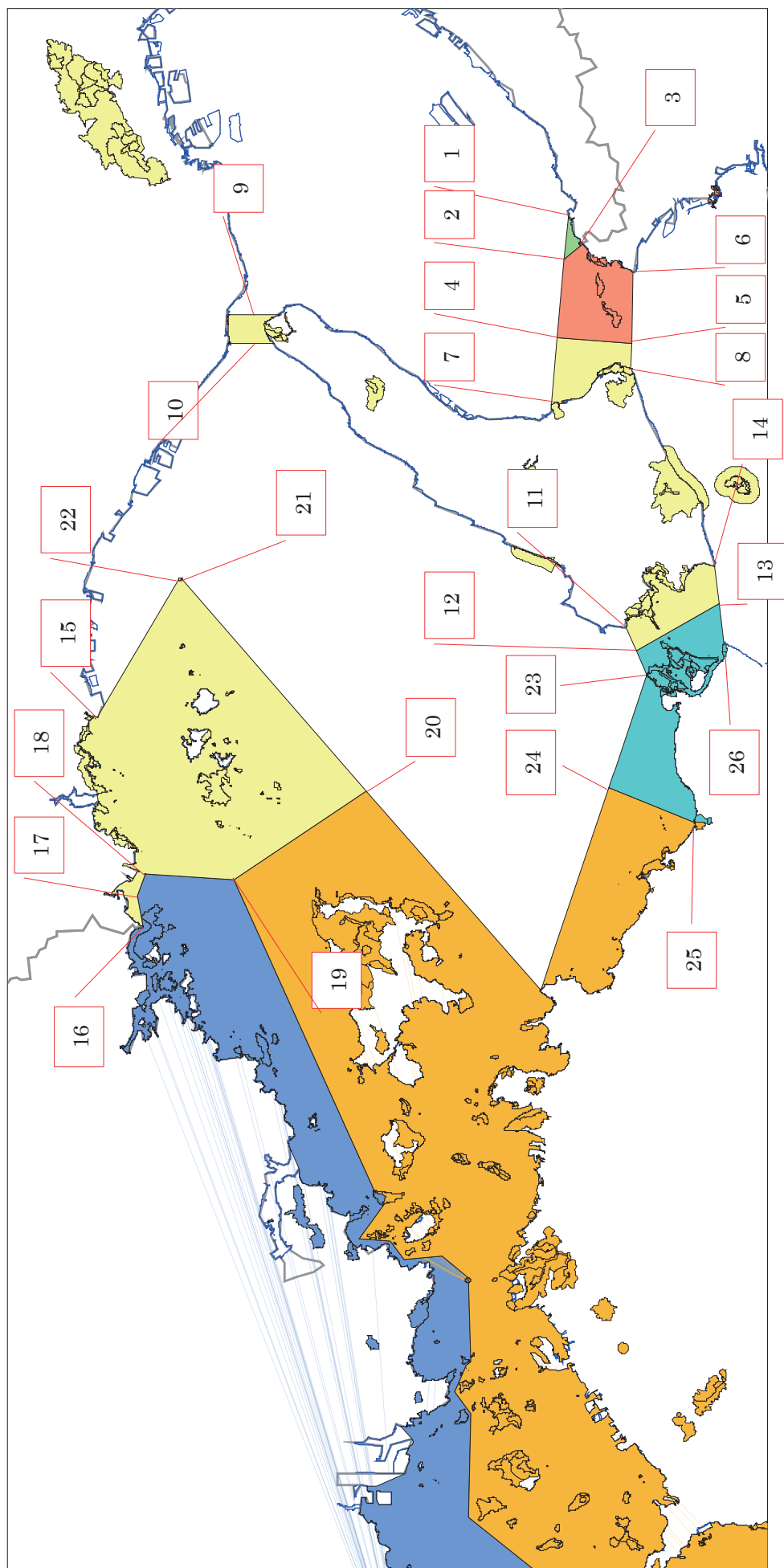
注2) 海域の府県地域ごとの区分は、作業を行う上で便宜的に区分したもので、屈曲点を最小限にした直線で区分した (下図参照)

注3) 面積地は平面直角座標上で府県地域ごとに面積を計算し、合計したもの (ArcGIS9.2、QuantumGIS1.6.0を使用)

海域区分線概要図

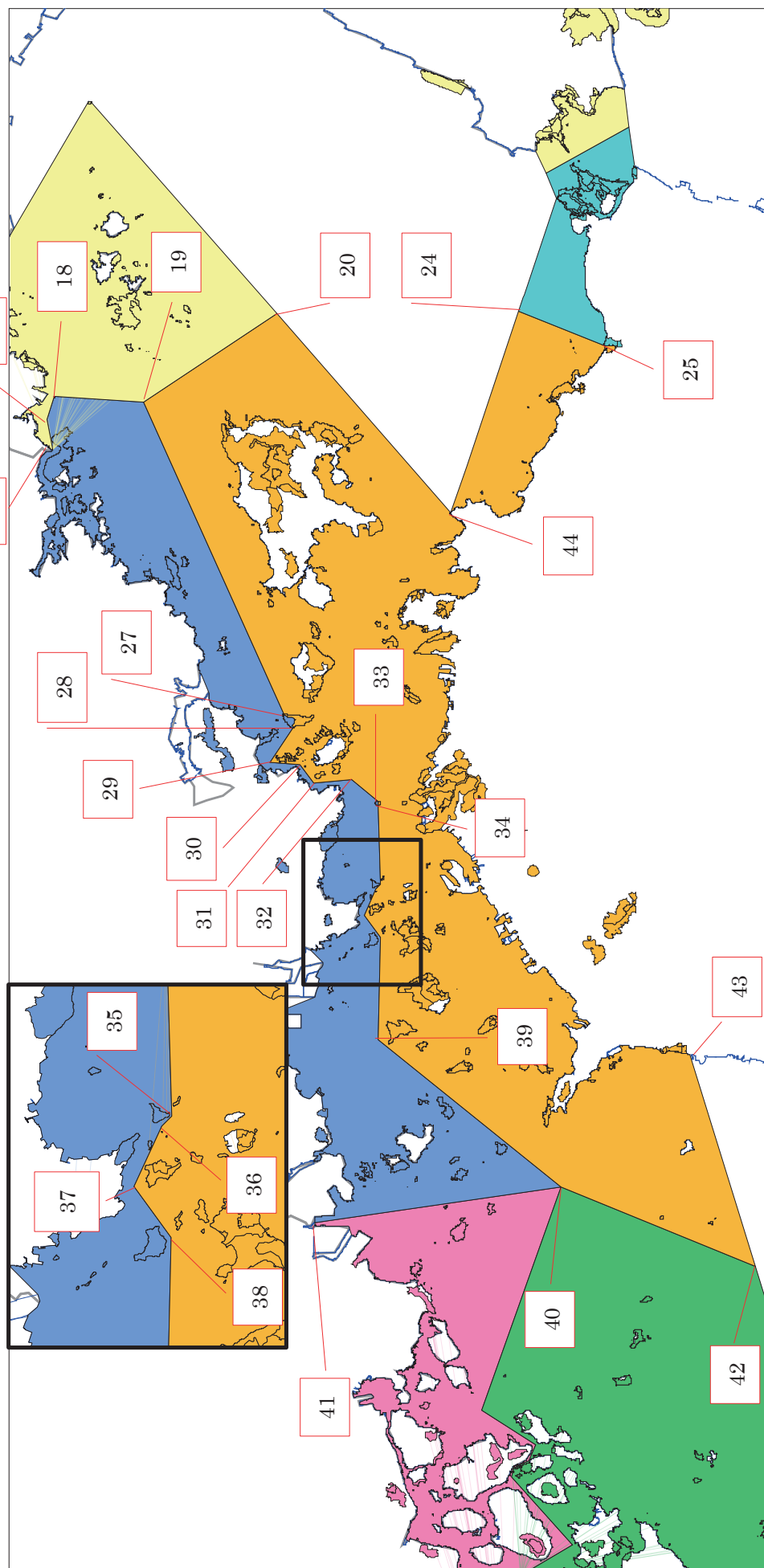


I 大阪府・和歌山県・兵庫県・徳島県



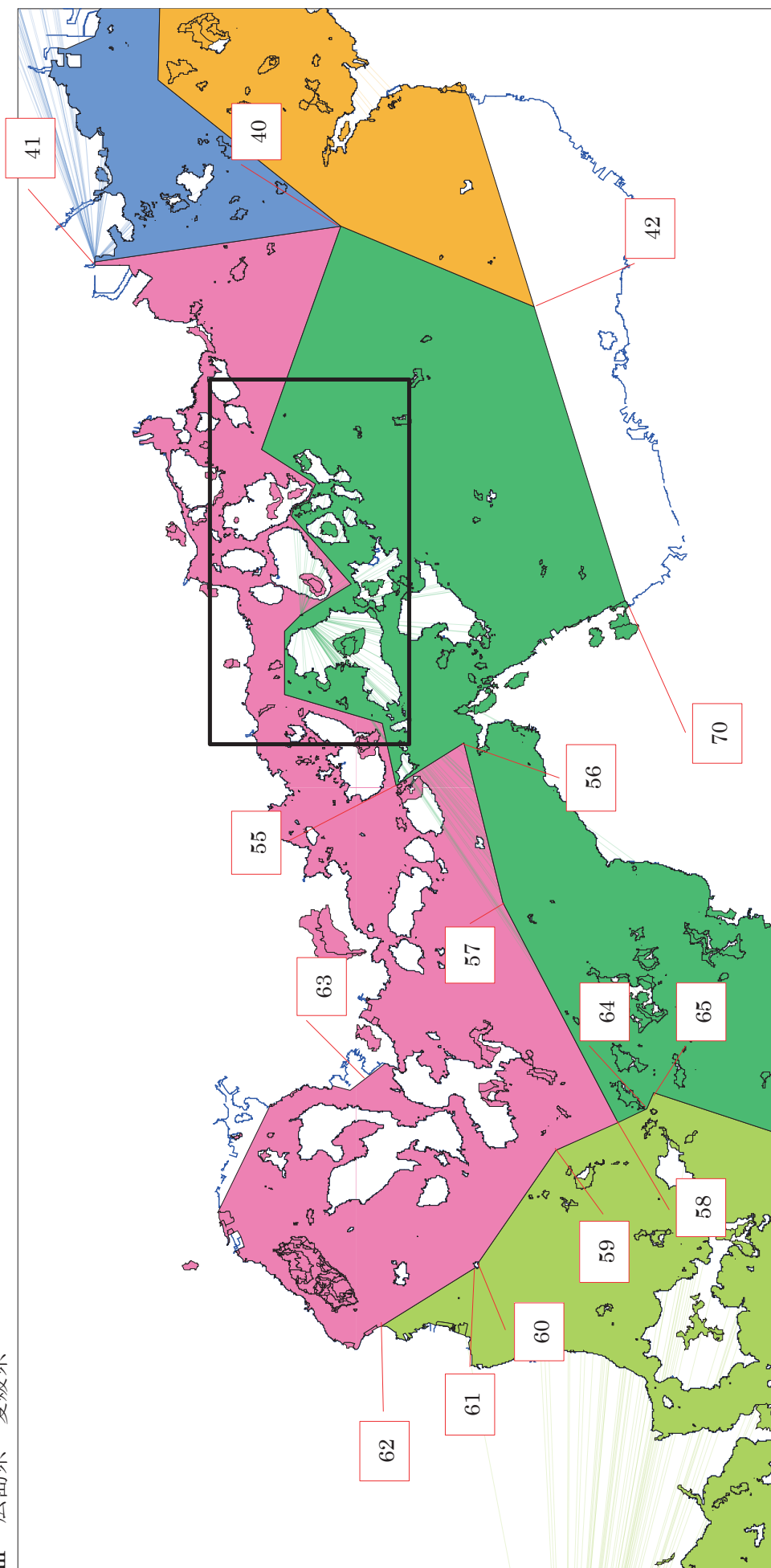
1	泉南郡岬町地内観音崎	7	洲本市地内宮崎鼻	13	134.41.12/34.11.5	19	134.22.31/34.38.13	25	県境と海岸線
2	135.4.34/34.19.45	8	洲本市地内生石崎	14	南あわじ市地内潮崎	20	134.28.33/34.30.48		交点
3	府県境と海岸線の交点	9	東経135° 1' (旧測地系)線	15	姫路市地内中川河口右岸最南端	21	姫路市地内上島最南端	26	鳴門市地内大
4	134.59.16/34.20.7	10	東経134° 59' (旧測地系)線	16	県境と海岸線の交点	22	姫路市地内上島最北端		磯崎
5	134.58.50/34.15.59	11	南あわじ市地内鑑崎	17	134.21.23/34.43.37	23	鳴門市地内瀬方ノ鼻		
6	和歌山市地内田倉崎	12	134.38.3/34.15.44	18	赤穂市・備前市地内取揚島内県境	24	134.28.43/34.17.16		

II 岡山県・香川県

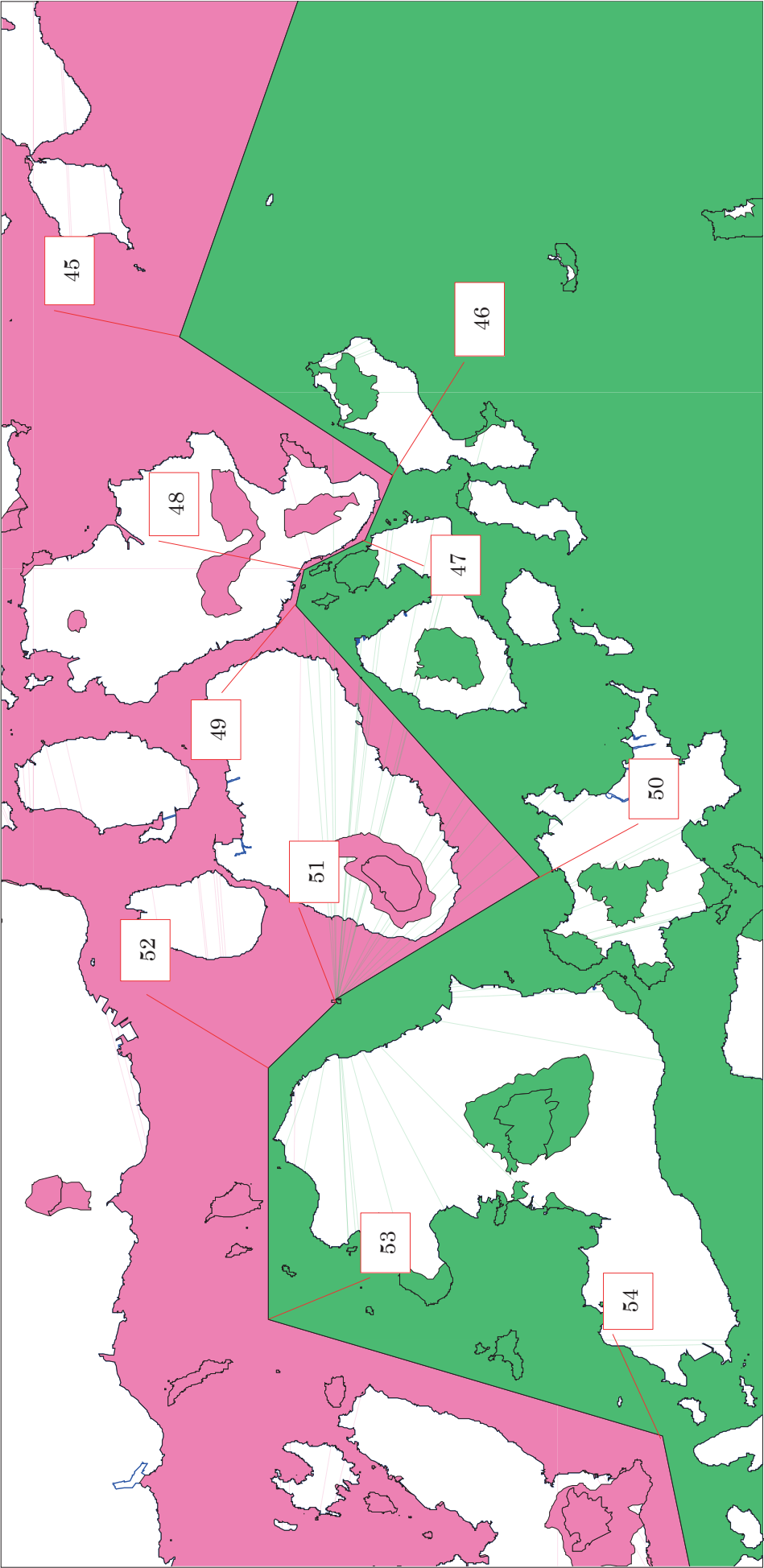


27	玉野市地内石島・香川郡直島町地内井島内県境東端	33	玉野市・高松市地内大槌島内県境東端	39	133.39.19/34.25.8
28	玉野市地内石島・香川郡直島町地内井島内県境西端	34	玉野市・高松市地内大槌島内県境西端	40	133.29.21/34.14.54
29	133.58.10/34.31.11	35	133.49.51/34.24.59	41	笠岡市地内新両国橋東端
30	133.57.59/34.29.29	36	133.49.33/34.25.14	42	133.23.56/34.4.3
31	133.56.45/34.28.42	37	133.47.47/34.25.54	43	観音寺市地内財田川河口右岸最西端
32	133.56.59/34.26.35	38	133.46.16/34.25	44	大川郡志度町地内馬ヶ鼻

Ⅲ 広島県・愛媛県

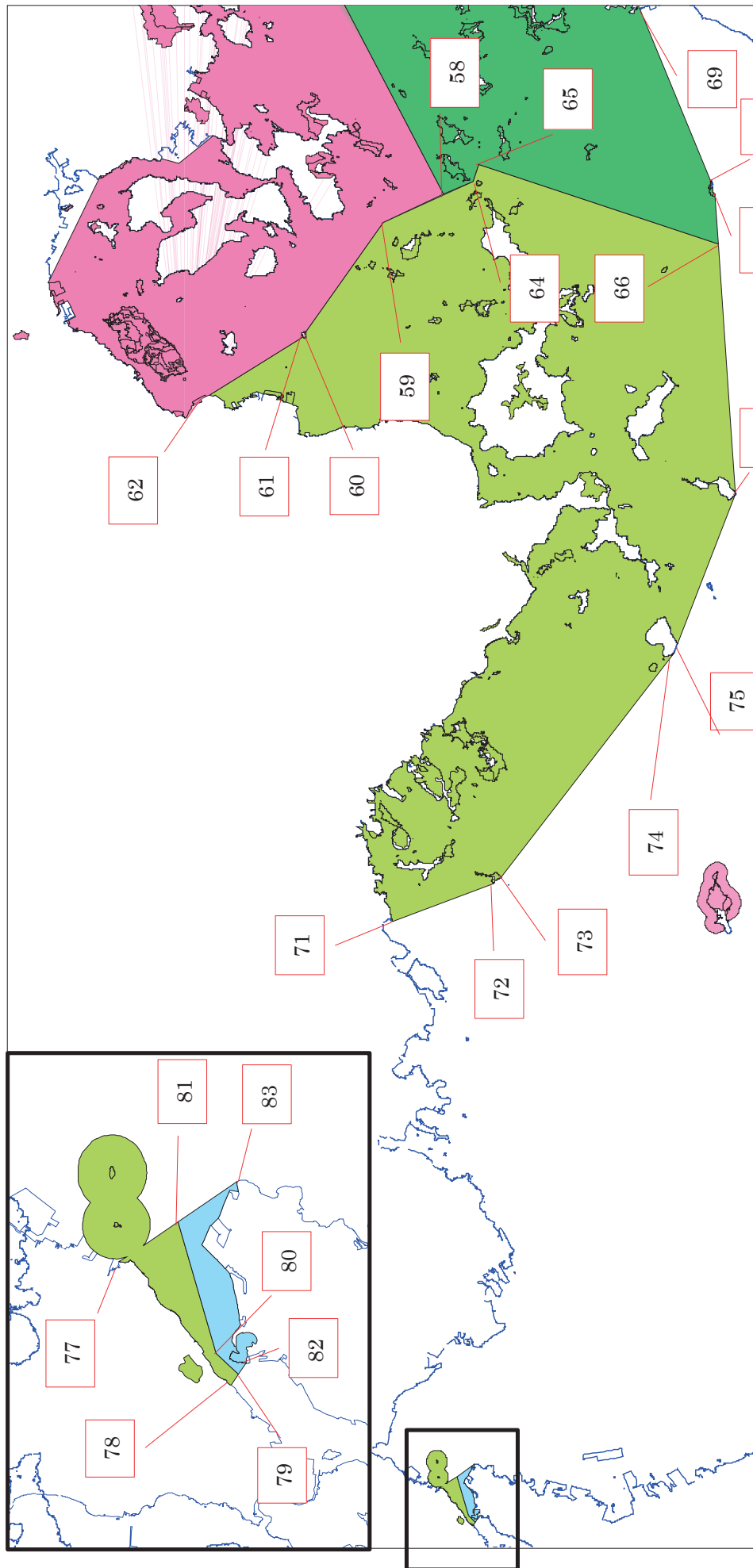


55	132.51.27/34.11.49	61	大竹市・岩国市地内甲島内県境北端	67	図Ⅳ
56	132.54.19/34.7.59	62	小瀬川河口の左岸と右岸を結ぶ線の中心点	68	図Ⅳ
57	132.43.32/34.5.48	63	呉港港湾区域（海域）線	69	図Ⅳ
58	132.28.37/33.59.21	64	132.29.31/33.57.42	70	今治市地内大崎鼻
59	132.26.42/34.2.48	65	132.30.40/33.57.21		
60	大竹市・岩国市地内甲島内県境南端	66	図Ⅳ		



45	133.14.15/34.19.18	51	尾道市・今治市地内瓢箪島内県境
46	133.11.54/34.16.19	52	133.1.53/34.18.3
47	133.10.49/34.16.42	53	132.57.38/34.18.4
48	133.10.19/34.17.33	54	132.55.40/34.12.33
49	133.9.42/34.17.40		
50	133.5.8/34.14.16		

IV 山口県・福岡県



66	132.25.13/33.43.47	72	防府市地内野島最西端	78	下関市地内下関導灯前灯
67	大洲市地内青島最西端	73	防府市地内野島最南端	79	130.57.28/33.57.35
68	大洲市地内青島伊予崎	74	熊毛郡上関町地内祝島最西南端	80	130.57.53/33.57.58
69	松山市地内重信川河口砂洲最南端	75	熊毛郡上関町地内祝島最南端	81	131.0.35/33.58.36
70	図Ⅲ	76	熊毛郡上関町地内八島平根崎	82	門司区地内海岸線の和布利公園区域線南端との交点
71	防府市地内八崎岬	77	下関市地内串崎	83	門司区地内串崎

瀬戸内海国立公園
(広島県地域)

公園計画変更書
[第2次点検]

令和6年3月28日
環 境 省

目 次

第 1	公園区域の変更	1 -
1	地域の概要の変更内容	1 -
第 2	公園計画の変更	12 -
1	変更理由	12 -
2	事業計画の変更内容	13 -
	(1) 施設計画	13 -
	ア 利用施設計画	13 -
	(ア) 集団施設地区	13 -

第1 公園区域の変更

1 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表1：地域概要変更表)

変更後	変更前
広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘の島しょと海 域及びこれらに面する本州沿岸部に位置し、公園陸域としては、島しょ 部で、仙酔島、走島、向島の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、 因島の青影山、生口島の観音山、大久野島、阿波島、大崎上島の神峰 山、大崎下島の一峰寺山、倉橋島の火山、元宇品（宇品島）、<u>宮島（厳 島）</u>等からなり、本州沿岸部で、阿伏兎岬、鳴滝山、筆影山、黒滝山、 野呂山、休山、極楽寺山等からなっている。 本地区の特徴として内海多島海、断層崖、海蝕崖、自然林、潮流な どすぐれた海洋景観や<u>宮島（厳島）</u>の<u>厳島神社</u>に代表される社寺仏閣 のほか、古い港町や島しょ部の段々畑などの人文景観が挙げられる。 また、<u>宮島（厳島）</u>の「<u>瀨山（みせん）</u>原始林」など自然性の高い常 緑広葉樹等が見られるとともに、国内唯一のミヤジマトンボの生息地 である<u>宮島（厳島）</u>の沿岸域がラムサール条約湿地として登録されて いるなど豊かな自然を有している。そのような特徴を有する本地域に は、瀬戸内海の展望、自然散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用 や社寺仏閣の参拝等により、年間約709万人（平成30年）が訪れて いる。 当該地域は、昭和9年3月に備後灘の北部一帯が当初指定され、昭 和25年5月及び昭和31年5月の区域拡張により大部分の地域が区 域編入された。その後、昭和62年11月に公園区域及び公園計画の全	広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘の島嶼と海域 及びこれらに面する本州沿岸部に位置し、公園陸域としては、島嶼部 で、仙酔島、走島、向島の高見山、布刈瀬戸沿岸、岩子島西岸、因島 の青影山、生口島の観音山、大久野島、阿波島、大崎上島の神峰山、 大崎下島の一峰寺山、倉橋島の火山、宇品島、宮島等からなり、本州 沿岸部で、阿伏兎岬、鳴滝山、筆影山、黒滝山、野呂山、休山、極楽 寺山等からなっている。 本地区の特徴として内海型多島、断層崖、海蝕崖、自然林、潮流な どすぐれた海洋景観や宮島の厳島神社に代表される社寺仏閣のほか、 古い港町や島嶼部の段々畑などの人文景観が挙げられる。また、宮島 の「瀨山（みせん）原始林」など自然性の高い常緑広葉樹等が見られ るとともに、国内唯一のミヤジマトンボの生息地である宮島の沿岸域 がラムサール条約湿地として登録されているなど豊かな自然を有し ている。そのような特徴を有する本地域には、瀬戸内海の展望、自然 散策、海水浴、舟遊等の海域に関わる利用や社寺仏閣の参拝等により、 年間約687万人（平成25年）が訪れている。 当該地域は、昭和9年3月に備後灘の北部一帯が当初指定され、昭 和25年5月及び昭和31年5月の区域拡張により大部分の地域が区 域編入された。その後、昭和62年11月に公園区域及び公園計画の全

般的な見直し（再検討）、平成 29 年 3 月に公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われ、現在に至っている。	般的な見直し（再検討）が行われ現在に至っている。
(1) 景観の特性 ア 地形、地質 地形からみると、中国山地南斜面の中央部に侵食作用で形成された、高位の脊梁面、中位の吉備高原面、低位の瀬戸内面からなっており、瀬戸内面は瀬戸内海の沿岸近くでおよそ 100 メートル前後の高度からそれ以下の緩傾斜面が相当し、広島湾西岸の標高 100 メートル前後の小起伏老年山地、呉、三原、尾道、福山付近の標高 200 メートル以下の低位小起伏面が含まれている。また、この階段状山地は、三次、広島、岩国と延びる大規模な断層谷をはじめとする北東から南西へ直線状に発達した構造谷群と、これらに北西から南東に交差する構造谷群により特徴づけられ、その後、新生代第四紀に起った瀬戸内地域における沈降運動は現在の多島海景観をつくりあげた。このため島しょの配列は構造谷群の方向を示している。 また、地質をみると、県東部で非変成の堆積岩が比較的広く分布し、県西部で酸性火山岩類が広く分布しているが、全体的には火成岩が多い。 瀬戸内海においては、古生代として上部石炭紀から二畳紀にかけての粘板岩を主体とするものが本州沿岸部と島しょ部に散在し、中生代として白亜紀とみられる領家花崗岩が島しょの一部にみられるが、白亜紀の終りから新生代の初めにかけての大規模な火成活動による広島花崗岩類が広く覆い、内海中部で香川県方向	(1) 景観の特性 ア 地形、地質 地形からみると、中国山地南斜面の中央部に侵蝕作用で形成された、高位の脊梁面、中位の吉備高原面、低位の瀬戸内面からなっており、瀬戸内面は瀬戸内海の沿岸近くでおよそ 100 メートル前後の高度からそれ以下の緩傾斜面が相当し、広島湾西岸の標高 100 メートル前後の小起伏老年山地、呉、三原、尾道、福山付近の標高 200 メートル以下の低位小起伏面が含まれている。また、この階段状山地は、三次、広島、岩国と延びる大規模な断層谷をはじめとする北東から南西へ直線状に発達した構造谷群と、これらに北西から南東に交差する構造谷群により特徴づけられ、その後、新生代第四紀に起った瀬戸内地域における沈降運動は現在の多島海景観をつくりあげた。このため島嶼の配列は構造谷群の方向を示している。 また、地質をみると、県東部で非変成の堆積岩が比較的広く分布し、県西部で酸性火山岩類が広く分布しているが、全体的には火成岩が多い。 瀬戸内海においては、古生代として上部石炭紀から二畳紀にかけての粘板岩を主体とするものが本州沿岸部と島嶼部に散在し、中生代として白亜紀とみられる領家花崗岩が島嶼の一部にみられるが、白亜紀の終りから新生代の初めにかけての大規模な火成活動による広島花崗岩類が広く覆い、内海中部で香川県方向から

からの領家花崗岩と接している。 公園陸域において特色ある地区をみると、仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で、断層、海食洞、溶結凝灰岩が多くみられる。 阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、田島南部にかけこの断層による断崖をなす。 因島の東部と生口島の中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層がルーフ状にのっている。 元字品（字品島）は、大部分が花崗岩で海食崖と海食洞に富んでいる。 宮島（厳島）は地塁山地が沈水したもので、全島が黒雲母花崗岩からできており、海食崖、海食洞を有している。 倉橋島南方の横島は、広島県地域では大崎下島南方の斎島とともに領家花崗岩からなっている。 鳴滝山は、南北に細長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。 野呂山は、隆起準平原の山塊で芸南の最高峰をなし、地質は山上が流紋岩、山麓が花崗岩からできており、岩海を有している。 休山は、地塁で、花崗岩に花崗斑岩の音戸岩脈が貫入した山地である。 極楽寺山は、山頂付近に礫層をもった花崗岩の地塁山地で、地形区分中位の吉備高原面に属し、南東側山麓を通る大規模な崖下からは低位にある瀬戸内面の起伏が広がっている。	の領家花崗岩と接している。 公園陸域において特色ある地区をみると、仙酔島は全島の大部分が仙酔岩体といわれる流紋岩質凝灰岩で、断層、海食洞、溶結凝灰岩が多くみられる。 阿伏兎岬付近は凝灰岩からなり、田島南部にかけこの断層による断崖をなす。 因島の東部と生口島の中央部は花崗岩類の上に粘板岩を主とした古生層がルーフ状にのっている。 字品島は、大部分が花崗岩で海食崖と海食洞に富んでいる。 宮島は地塁山地が沈水したもので、全島が黒雲母花崗岩からできており、海食崖、海食洞を有している。 倉橋島南方の横島は、広島県地域では大崎下島南方の斎島とともに領家花崗岩からなっている。 鳴滝山は、南北に細長い花崗斑岩からなり、東側の花崗岩と西側の流紋岩と異なるため周囲から突出した形となっている。 野呂山は、隆起準平原の山塊で芸南の最高峰をなし、地質は山上が流紋岩、山麓が花崗岩からできており、岩海を有している。 休山は、地塁で、花崗岩に花崗斑岩の音戸岩脈が貫入した山地である。 極楽寺山は、山頂付近に礫層をもった花崗岩の地塁山地で、地形区分中位の吉備高原面に属し、南東側山麓を通る大規模な崖下からは低位にある瀬戸内面の起伏が広がっている。
---	--

イ 植生・野生生物

イ 植生・野生生物

(植生) 広島県地域の島しょと本州沿岸部を全体的にみると、至る所においてアカマツ林がコバノミツバツツジ、ザイフリボク等の低木層を伴って分布している。これは、本来カシ類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等により二次林として生育しているもので、クロマツが混生しているところもある。自然性の高い常緑広葉林等は、社寺林や残存林としてみられ、アカマツ等の常緑針葉樹が混生し、低木に暖地性植物が多い。 公園区域における特色ある植生をみると、<u>宮島（厳島）</u>の弥山頂上付近と北側斜面は、わが国の代表的な暖帯標準林で、主としてクス、シイ、ウラジロガシ林、クロバイ林、モミ林、アカマツ林、クロマツ林からなり、ウラジロガシが頂上付近に、ツガが尾根筋に、モミが山麓の谷にそれぞれ多く生育しているほか、原始的な被子植物のヤマグルマとマツブサを交じえている。 その他極楽寺山にアカガシ・ハイノキ林やアオガシ・ウラジロガシ・サカキ林が、<u>元宇品（宇品島）</u>にクス・ヤブツバキ林やシイ・クロキ林がみられる。また、野呂山は山頂部がヒノキの人工林となっているが、山腹に広くアカマツ林が生育しているほか、これらのなかにコナラ林が、各所にある岩礫荒地に低木群落がある。大小の池沼にジューンサイ群落等がある。 (野生生物) 豊後水道から流入する黒潮により、南方からの影響が若干	(植生) 広島県地域の島嶼と本州沿岸部を全体的にみると、至る所においてアカマツ林がコバノミツバツツジ、ザイフリボク等の低木層を伴って分布している。これは、本来カシ類、シイ類、モミ、ツガ等の林であったものが、伐採等により二次林として生育しているもので、クロマツが混生しているところもある。自然性の高い常緑広葉林等は、社寺林や残存林としてみられ、アカマツ等の常緑針葉樹が混生し、低木に暖地性植物が多い。 公園区域における特色ある植生をみると、宮島の弥山頂上付近と北側斜面は、わが国の代表的な暖帯標準林で、主としてクス、シイ、ウラジロガシ林、クロバイ林、モミ林、アカマツ林、クロマツ林からなり、ウラジロガシが頂上付近に、ツガが尾根筋に、モミが山麓の谷にそれぞれ多く生育しているほか、原始的な被子植物のヤマグルマとマツブサを交じえている。 その他極楽寺山にアカガシ・ハイノキ林やアオガシ・ウラジロガシ・サカキ林が、宇品島にクス・ヤブツバキ林やシイ・クロキ林がみられる。また、野呂山は山頂部がヒノキの人工林となっているが、山腹に広くアカマツ林が生育しているほか、これらのなかにコナラ林が、各所にある岩礫荒地に低木群落がある。大小の池沼にジューンサイ群落等がある。 (野生生物) 豊後水道から流入する黒潮により、南方からの影響が若干
--	--

みられるが、内海特有の環境を反映した内海型の動物相を構成している。 公園地域における特色のある動物をみると、哺乳類ではシカが<u>宮島（厳島）の北東部</u>を中心に推定 600 頭生息し、また、ニホンザルについては、<u>宮島（厳島）</u>で明治年間に絶滅した後、昭和 37 年に小豆島から同島に移入されたものが生息している。さらに、<u>スナメリが生息し、阿波島近海</u>の海面は<u>スナメリクジラ廻遊海面</u>としている。 鳥類では<u>宮島（厳島）</u>の常緑樹林を、<u>渡り鳥</u>が足場に、サギ類が繁殖地に、ヤマガラ、コゲラ、メジロ等の留鳥が生息地になっている。 また、大崎下島、上蒲刈島等の近海では<u>アビ漁が行われていた</u>ほか、<u>宮島（厳島）</u>では野生のミヤマガラスが御鳥といわれて祭事に関わっている。 昆虫類ではミヤジマトンボが<u>宮島（厳島）</u>のみに分布しているほか、ギフチョウが極楽寺山、野呂山に、サツマシジミが<u>宮島（厳島）、元宇品（宇品島）</u>に生息している。 その他原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。 ウ 自然現象 数多くの小海峡（瀬戸）の存在で生じる潮汐の遅延により、急な潮流と潮位差の拡大が引き起こされるが、布刈、女猫、音戸、早瀬等の瀬戸では急流を、また、鞆の浦等では潮位差が 4m ほどに達するのがみられる。	みられるが、内海特有の環境を反映した内海型の動物相を構成している。 公園地域における特色のある動物をみると、ほ乳類ではシカが宮島の市街地を中心に推定 600 頭生息し、また、ニホンザルについては、宮島で明治年間に絶滅した後、昭和 37 年に小豆島から同島に移入されたものが 60 頭前後生息している。さらに、スナメリクジラが阿波島付近の海面を回遊海面としている。 鳥類では宮島の常緑樹林を渡り鳥が足場に、サギ類が繁殖地に、ヤマガラ、コゲラ、メジロ等の留鳥が生息地になっている。 また、大崎下島、上蒲刈島等の近海ではアビが群遊海面として鳥付漕釣漁法に関わっているほか、宮島では野生のミヤマガラスが御鳥といわれて祭事に関わっている。 昆虫類ではミヤジマトンボが宮島のみに分布しているほか、ギフチョウが極楽寺山、野呂山に、サツマシジミが宮島、宇品島に生息している。 その他原索動物のナメクジウオが三原市幸崎の洲に生息している。 ウ 自然現象 数多くの小海峡（瀬戸）の存在で生じる潮汐の遅延により、急な潮流と潮位差の拡大が引き起こされるが、布刈、女猫、音戸、早瀬等の瀬戸では急流を、また、鞆の浦等では潮位差が 4m ほどに達するのがみられる。
---	---

エ 文化景観 宮島（厳島）の厳島神社は、大和時代の創建といわれ、平安時代に平家一門の尊崇を集め、海の寢殿造りの構想で大々的に造営された。その後火災等により再建されたが、原型を忠実に保ち、背景をなす弥山の自然林に融和している。 (2) 利用の現況 本公園の主な利用形態は、自然鑑賞（多島、瀬戸の景観等）、登山、自然観察、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り、社寺参詣等である。 通年利用されているものが多く、利用者は広島県を中心とする山陽地方や京阪神地方からが多い。 (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 本公園は、公園区域 67,214ha（陸域）のうち、国有地 7,856ha、公有地 10,835ha、私有地 48,541ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大さい。また、広島県地域は、国有地 3,943ha、公有地 1,150ha、私有地 5,592ha であり、私有地の地域全体に占める割合が大さい。 イ 人口及び産業	エ 文化景観 宮島の厳島神社は、大和時代の創建といわれ、平安時代に平家一門の尊崇を集め、海の寢殿造りの構想で大々的に造営された。その後火災等により再建されたが、原型を忠実に保ち、背景をなす弥山の自然林に融和している。 (2) 利用の現況 本公園の主な利用形態は、自然鑑賞（多島、瀬戸の景観等）、自然観察、海水浴、キャンプ、ヨット、釣り、潮干狩り、社寺参詣等である。 通年利用されているものが多く、夏期に 3 割近くが訪れ、次いで春、秋が多く冬期は最も少ない。なお、年間の利用者数は平成 25 年で 687 万人であり、広島県を中心とする山陽地方や京阪神地方からの利用者が多い。 (3) 社会経済的背景 ア 土地所有別 本公園は、公園区域 67,242ha（陸域）のうち、国有地 7,856ha、公有地 10,853ha、私有地 48,551ha であり、私有地の公園全体に占める割合が大さい。また、広島県地域は、国有地 3,943ha、公有地 1,150ha、私有地 5,592ha であり、私有地の地域全体に占める割合が大さい。 イ 人口及び産業
---	---

本公園区域に関する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。					本公園区域に関する各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。				
県名	市町村名	人口（人）	世帯数（戸）	備考	県名	市町村名	人口（人）	世帯数（戸）	備考
広島県	広島市	1,187,970	543,606	平成27年10月現在	広島県	広島市	<u>1,200,754</u>	<u>555,123</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	呉市	227,018	98,672	平成27年10月現在		呉市	<u>214,592</u>	<u>94,483</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	竹原市	26,365	11,267	平成27年10月現在		竹原市	<u>23,993</u>	<u>10,682</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	三原市	96,187	41,453	平成27年10月現在		三原市	<u>90,573</u>	<u>39,091</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	尾道市	137,968	60,078	平成27年10月現在		尾道市	<u>131,170</u>	<u>57,519</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	福山市	460,946	192,500	平成27年10月現在		福山市	<u>460,930</u>	<u>193,371</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	大竹市	27,743	12,132	平成27年10月現在		大竹市	<u>26,319</u>	<u>11,591</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	東広島市	191,711	87,133	平成27年10月現在		東広島市	<u>196,608</u>	<u>90,158</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	廿日市市	112,735	46,859	平成27年10月現在		廿日市市	<u>114,173</u>	<u>47,821</u>	<u>令和2年10月現在</u>
	江田島市	24,373	11,090	平成27年10月現在		江田島市	<u>21,930</u>	<u>10,141</u>	<u>令和2年10月現在</u>

	安芸郡坂町	12,582	5,232	令和2年10月現在
	豊田郡大崎上島町	7,158	3,437	令和2年10月現在
	合 計	2,500,782	1,118,649	

年齢構成は、15歳未満 12.7%、15～64歳 58.6%、65歳以上 28.6% となっており、（令和2年国勢調査）、全国平均（15歳未満 11.9%、15～64歳 59.5%、65歳以上 28.6%）に比べてそれほど大きな差はない。

産業別就業者数の割合では第3次産業の割合（72.1%）が全ての関係市町で6割を超えており、第1次産業（2.0%）、第2次産業（25.9%）を上回っている。（令和2年国勢調査）

卸売業、小売業や、医療、福祉が中心となっている。

ウ 権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 広島市 地内	71	昭 34. 3. 31
	〃 呉市 地内	15	大 9. 10. 2
	〃 福山市 地内	27	明 38. 4. 15

	安芸郡坂町	12,816	5,303	平成27年10月現在
	豊田郡大崎上島町	7,758	3,833	平成27年10月現在
	合 計	2,500,774	1,108,623	

年齢構成は、15歳未満約13.6%、15～64歳 62.3%、65歳以上 22.8% となっており、（平成22年国勢調査）、全国平均に比べて65歳以上（23.01%）の割合が高く、15歳未満（13.3%）と15～64歳（63.7%）の割合が低い。

産業別就業者数の割合では第3次産業の割合（72.5%）が全ての関係市町で5割を超えており、第1次産業（2.3%）、第2次産業（25.2%）を上回っている。（平成22年国勢調査）

卸売業、小売業が中心となっているが、宮島では殆どが観光産業となっている。また、第1次産業では、稲作、野菜、ミカン栽培を主とした農業と沿岸漁業が行われているが、宮島では殆どが観光産業である。

ウ 権利制限関係

（ア）保安林

（国有林）

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 広島市 地内	71	昭 34. 3. 31
	〃 呉市 地内	15	大 9. 10. 2
	〃 福山市 地内	27	明 38. 4. 15

水源かん養	広島県 呉市 地内	572	平 18. 6. 13
保健	広島県 広島市 地内	71	昭 18. 6. 13
	〃 呉市 地内	37	昭 58. 10. 17
	〃 福山市 地内	31	昭 54. 11. 27
風致	広島県 廿日市市 地内	2, 338	昭 42. 8. 29

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 呉市 地内	845	明 42. 10. 18
	〃 竹原市 地内	38	明 43. 10. 18
	〃 三原市 地内	128	明 34. 2. 8
	〃 尾道市 地内	164	明 33. 5. 4
	〃 福山市 地内	174	明 34. 7. 9
	〃 廿日市市 地内	56	大 8. 3. 20
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	79	昭 31. 8. 14
防風	広島県 呉市 地内	24	大 15. 6. 1
魚つき	広島県 福山市 地内	1	明 42. 11. 5
	〃 呉市 地内	15	明 44. 1. 14
保健	広島県 呉市 地内	65	昭 55. 9. 30
	〃 福山市 地内	4	昭 58. 7. 14
	〃 廿日市市 地内	35	昭 57. 7. 15
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	9	昭 58. 4. 18

(民有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備	広島県 呉市 地内	845	明 42. 10. 18
	〃 竹原市 地内	38	明 43. 10. 18
	〃 三原市 地内	128	明 34. 2. 8
	〃 尾道市 地内	164	明 33. 5. 4
	〃 福山市 地内	174	明 34. 7. 9
	〃 廿日市市 地内	56	大 8. 3. 20
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	79	昭 31. 8. 14
防風	広島県 呉市 地内	24	大 15. 6. 1
魚つき	広島県 福山市 地内	1	明 42. 11. 5
	〃 呉市 地内	15	明 44. 1. 14
保健	広島県 呉市 地内	65	昭 55. 9. 30
	〃 福山市 地内	4	昭 58. 7. 14
	〃 廿日市市 地内	35	昭 57. 7. 15
	〃 豊田郡大崎上島町 地内	9	昭 58. 4. 18

後 山 " " 福山市 地内 123 昭53.11. 7			
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日
国指定特別史跡・特別名勝	厳島	広島県 廿日市市 地内	昭27.11.22
国指定名勝	鞆公園	" 福山市 地内	大14.10. 8
国指定天然記念物	スナメリクジラ 廻遊海面	" 竹原市 地内	昭5.11.19
	ナメクジウオ生息地	" 三原市 地内	昭3. 3.24
	瀬山原始林	" 廿日市市 地内	昭4.12.17
	アビ渡来群遊海面	" 呉市 地内	昭6. 2.20
(エ) 風致地区			
名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
厳島	広島県 廿日市市 地内	3,020	昭13.6. 7

第2 公園計画の変更

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、我が国を代表する内海多島海景観に加えて自然・人文の融和した特徴的な景観を有することから、昭和9年に備讃瀬戸が我が国最初の国立公園の1つとして指定された。

広島県地域は、備後灘、芸予海峡、広島湾及び安芸灘に浮かぶ、宮島（厳島）、倉橋島、大崎上島、大崎下島、大久野島、因島、向島、仙酔島等の島しょ部と、極楽寺山、休山、野呂山、黒滝山、阿伏兎岬等の本州沿岸部の陸域と周辺海域から構成される。

当該地域は古くから海上交通の要衝として栄え、穏やかな気候もあり、多くの人が暮らしてきたことから、内海多島海、断層崖、海食崖、自然林などすぐれた海洋景観と宮島（厳島）の厳島神社に代表される社寺仏閣、古い港町、島しょ部の段々畑などの文化景観が一体となった親しみ深い景観が特色である。

当該地域は昭和9年に瀬戸内海国立公園の一部として指定され、昭和25年及び昭和31年に区域拡張が行われた後、昭和62年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成29年に第1次点検が行われ現在に至っている。

今回は、前回の点検から5年以上が経過し、第2次点検を実施した結果、本地域における多様なニーズに対応し、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現するため、集団施設地区の整備計画区を見直すものである。

2 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

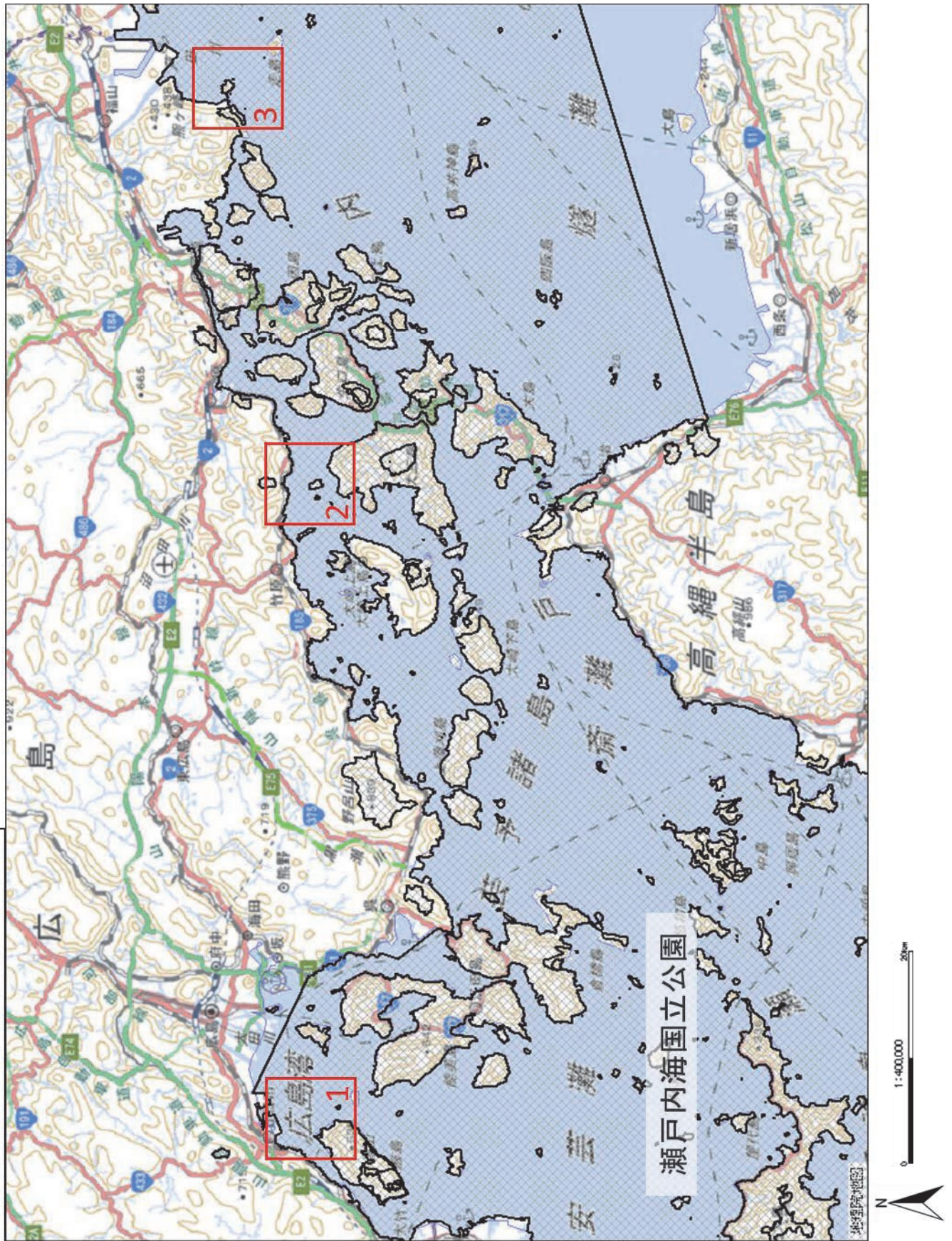
集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 1：集団施設地区表)

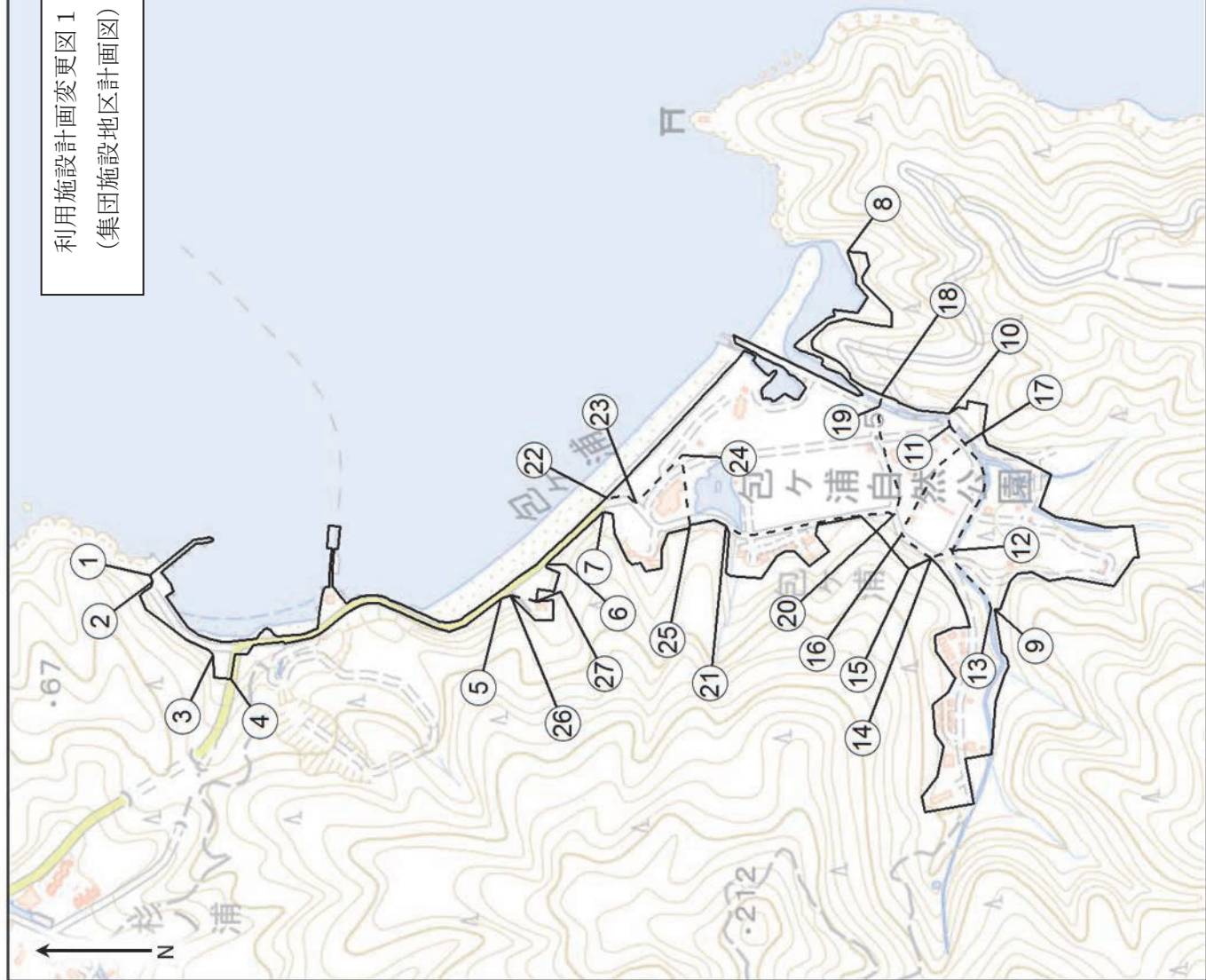
番号	名称	区域	計画	計画	整備計画及び 基準施設	整備 方 針	面積 (ha)	備考
1	大久野島	広島県竹原市 忠海町字大江谷、 字長浦、字福井及 び字大久野島の 全部	竹原市の南約2kmの三原瀬戸に浮かぶ周囲約4km、面積72haの小島で、かつては旧陸軍の関係施設用地として使用されていた歴史を有している。 瀬戸内海国立公園の中央部に位置し、到達性も良好であり長時間滞在型の野外レクリエーションや自然とのふれあいの場として位置付け、整備の充実を図る。 野営施設の充実、自然とのふれあいのための園地を中心として整備する。 なお、施設の整備にあたっては、老朽化した旧陸軍施設に配慮し、利用者が島の歴史についても学ぶことができよう配慮する。また、野外に生息するカイウサザギを目的に来訪する利用者の利用の適正化に配慮する。	整備計画及び 基準施設	大久野島整備計画 区	大久野島の利用について、自然環境や戦前戦中の歴史の情報発信・学習等の拠点及び休憩所としての機能を持ったビジターセンターの整備とともに、自然・歴史探勝や野外レクリエーション、風景(眺望)鑑賞、休憩、宿泊・野営など多様なニーズに対応するため、既存の施設を含め、各種利用施設を改良整備する。なお、最近では野生化したカイウサザギの鑑賞等の利用が増えていることから、利用者の安全面等を考慮した歩道の改良整備に努める。	71.2	昭 35.11.14 一般 設計画決定、区域 指定、詳細計 画決定
							国 公 私	
					面	積	71.2 - -	
						計	71.2	
2	仙酔島	広島県福山市 鞆町後地仙酔島、 弁天島、皇后島、 下加美島及びつ つじ島の全部	古くから瀬戸内海の良港として栄えた鞆の浦に散在する島々からなる地区で、大都市近郊の野外レクリエーションエリアと備讃瀬戸の中心地域に属し、海水浴、自然探勝等健全な利用を行うことのできる地区として整備を図る。 整備にあたっては、特異な地形、地質、動植物等の保護に留意する。	整備計画及び 基準施設	仙酔島整備計画区	多様なニーズに対応するため宿舍施設及び野営場施設を整備する。 仙酔島の自然や特異な地形、地質、動植物等を観察する場として、既存海水浴場を含む海岸沿い、大弥山、御膳山等仙酔島を周遊する既存歩道や園地を改良整備する。 利用の基盤施設として係留施設、給水施設等を改良整備する。	93.6	昭 26. 5. 8 一般 計画決定
							国 公 私	
					面	積	81.2 2.6 6.8	
						計	93.6	

3	包ヶ浦 広島県廿日市市 宮島町包ヶ浦の一 部	広島湾の西岸に位置する宮島（厳島）の東北部に位置し、長い海岸線と豊かな自然に恵まれ、宮島（厳島）の玄関口である宮島港からも近いことから、海水浴、自然探勝、宿泊、野営、舟遊などの野外レクリエーションのための施設整備を主体とした地区として位置付ける。 現存する樹木及び池の周辺に自生する塩生植物の保護に留意しつつ海水浴施設、野営施設及び宿泊施設等の整備を行う。	包ヶ浦整備計画区	多様なニーズに対応するため宿舎施設、野営場施設及び海岸部の海浜利用の促進を行う。 西側の野営場については、既存施設を改良整備する。 利用状況に応じて、係留施設、運動施設等を改良整備する。 道路は、探勝や安全で快適な連絡を図るため必要な改良を行う。 利用の基盤施設として係留施設、給水施設等を改良整備する。	15.5	国	公	私	2.6	12.9	-	15.5
						面						
						積						
						計						

利用施設計画変更位置図



利用施設計画変更図 1
(集団施設地区計画図)



区域線 凡例		地割線 凡例
変更後		変更後
①-④		なし
④-⑤		変更前
⑤-⑥		⑩-⑪
⑥-⑦		⑪-⑫
⑦-⑧		⑫-⑬
⑧-①		⑬-⑭
変更前		⑭-⑮
①-②		⑮-⑯
②-③		⑯-⑰
③-④		⑰-⑱
④-⑤		⑱-⑲
⑤-⑥		⑲-⑳
⑥-⑦		㉑-㉒
⑦-⑧		㉒-㉓
⑧-①		㉓-㉔
変更前		㉔-㉕
①-②		㉕-㉖
②-③		㉖-㉗
③-④		
④-⑤		
⑤-⑥		
⑥-⑦		
⑦-⑧		
⑧-①		

集団施設地区(変更前)

————

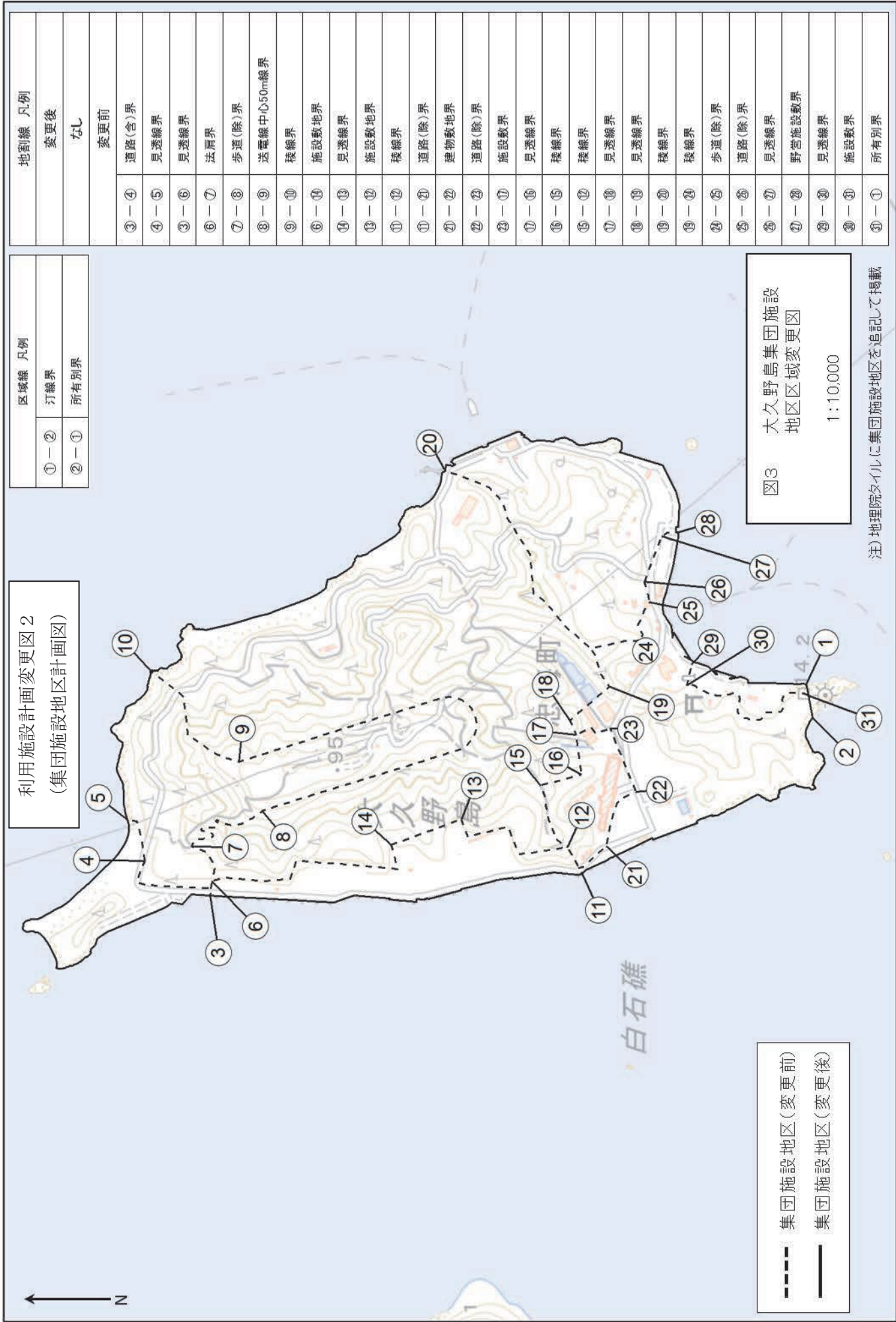
集団施設地区(変更後)

図1

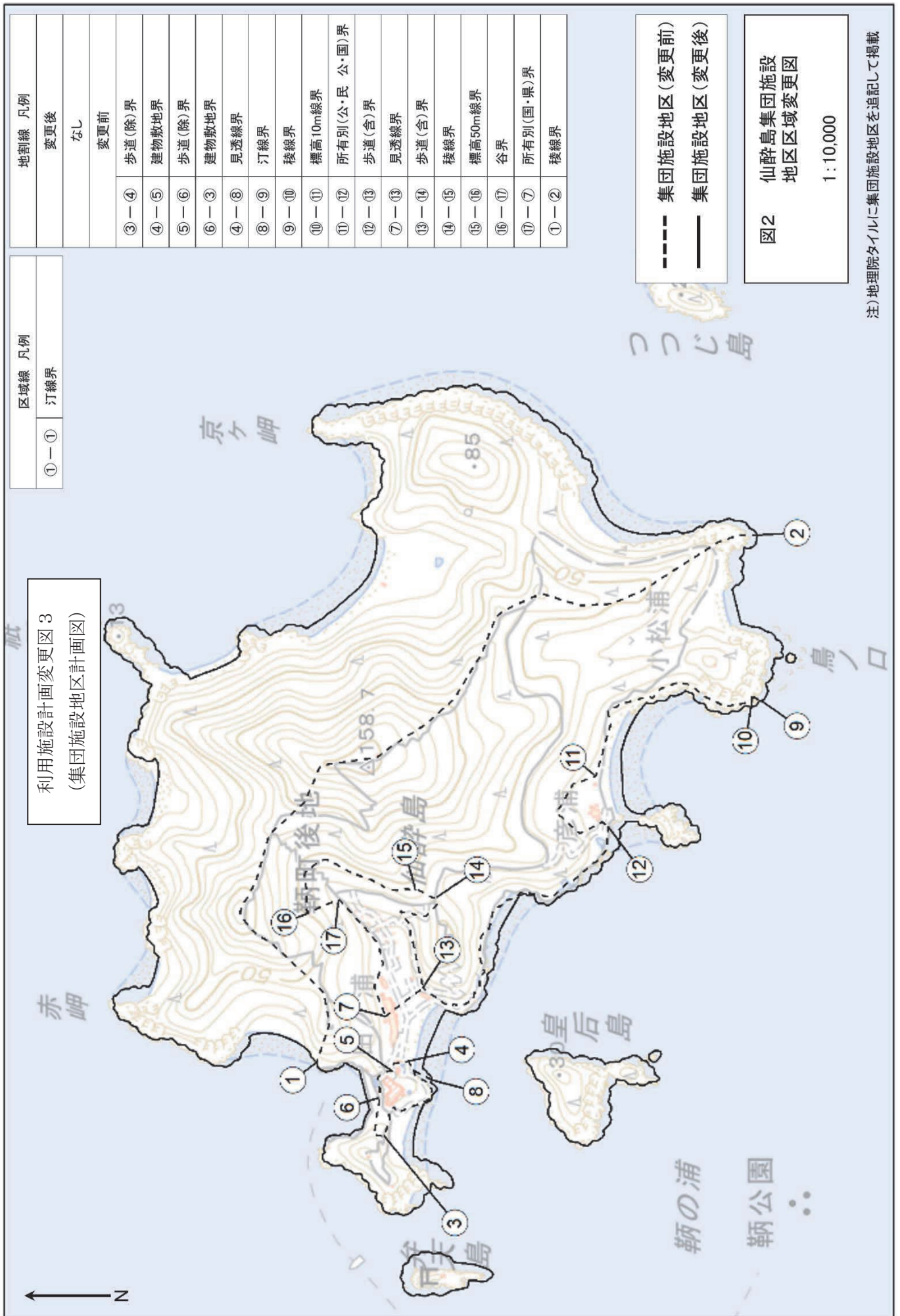
包ヶ浦集団施設地区区域変更図

1:10,000

注) 地理院タイルに集団施設地区を追記して掲載



注) 地理院サイトに集団施設地区を追記して掲載



この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図、2 万 5 千分 1 地形図、電子地形図 25000 及び電子地形図 20 万を複製したものである。

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R5JHf30）

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。